
平成23年 第9回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成23年12月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成23年12月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 仲 田 憲 史君
書記 ————— 芝 田 卓 巳君
書記 ————— 前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君
企画政策課長 ——— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃 晃君
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 — 野 口 高 幸君
病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 真君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 真 壁 紹 範君 産業課長 ————— 景 山 毅 毅君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、仲田司朗君、3 番、雑賀敏之君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次、質問を許します。

初めに、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 改めておはようございます。議席番号2番、仲田司朗でございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告のとおり質問させていただきます。

質問の内容は、地域の防災対策についてであります。

9月3日に、鳥取県に襲来しました大型の台風12号は、速度が遅く、鳥取県内に記録的な大雨をもたらした影響で、各地に土砂崩れや床上、床下浸水などの被害が相次ぎました。本町でも法勝寺川の急激な水位の上昇により排水路があふれ、内水面に被害が発生しました。中でも当境地区は、鳥取県及び国土交通省の排水ポンプ車、地元建設業協会のポンプによる排水作業にもかかわらず、床上浸水5戸、床下浸水5戸と近年にない災害をもたらしました。

近年、当町でも気象の変化によるものか、ゲリラ豪雨傾向があり、平成18年7月、梅雨前線豪雨では同じく住宅浸水がありました。また、ことし5月には、集中豪雨による急激な内水面上昇があり、鳥取県の排水ポンプ車による排水作業をしていただいたところでございます。

このようにたび重なる内水面の異常な水位上昇や浸水被害に対して、地域住民は不安が増大するばかりであります。

そこで、以下のことについて質問をさせていただきます。

一つ、この内水面を解決する方法として、法勝寺川の水位を下げると思うものでございます。そこで一つ、法勝寺川の三ヶ堰、これは大袋の堰でございますが、この改修ができないのかということでございます。

2番目としまして、砂防指定河川、寺内川の流末が現在、東光寺橋の下で法勝寺川と合流しているのですが、流末を三ヶ堰、大袋の堰でございますが、の下まで河川を延ばす改修ができないのか等考えられるのではないかと思います。どうお考えされておられるのでしょうか。

2 番目、このたびのように、県道が通行どめになったため、地区民の避難場所の確保はどうか
れようとしているのでしょうか。

3 番目に、3 月 11 日の東北大震災及び原発事故を契機に、新たな防災計画が策定されようと
しておられると思いますが、今年度で最終年度を迎えた防災コーディネーターについて今後、ど
のようにされようとしているのかお伺いいたします。

4 番目として、旧西伯地区は、防災コーディネーターが中心となって、集落による自主防災組
織を立ち上げて取り組んでおられると思いますが、結成した暁には、地域消防団員とかそういう
ようなもので自覚をして持っていただくためにも、地域に幾らかの支援が必要ではないかと思
います。町長の御所見をお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、地域の防災対策の中で、境地内内水面解決方法についてでございます。

境集落の内水のはんらんによる災害は、南部町になってからでも平成 18 年 7 月の梅雨前線豪
雨で、県道の冠水や家屋の床下浸水が起き、国土交通省日野川河川事務所や鳥取県県土整備局に
要請して、建設業者の水中ポンプを借り上げて排水作業を行いました。これを契機に、鳥取県で
は排水ポンプ車を購入され、防災力の強化を図っていただきました。

最近の豪雨は、限られた地域に短時間に大量な雨が降るゲリラ豪雨傾向が著しく、ことしは 5
月の集中豪雨と 9 月の 12 号台風の 2 度も、鳥取県西部地区に大雨が降りました。2 回とも境集
落では、法勝寺川の水位の急激な上昇のため内水があふれ、5 月の集中豪雨のときは、鳥取県の
ポンプ排水作業により、辛うじて家屋浸水に至らずに済みましたが、9 月の 12 号台風による豪
雨では、鳥取県のポンプ車、地元建設業協会の水中ポンプ、さらに国土交通省の広島県三次市か
らポンプ車の派遣をいただいて、懸命な排水作業を行っていただきましたが、残念ながら県道福
成戸上米子線は、冠水で通行不能になり、床上浸水 5 戸、床下浸水 5 戸の家屋浸水が起きてしま
いました。

境集落のうち水位の急激な上昇の主要な要因が、米子市大袋の三ヶ堰による通水断面不足にあ
ることは十分認識をいたしております。境排水樋門の排水溝高と、三ヶ堰の堰高がほぼ同じ高さ
であるために、洪水時には堰を越して流れる水位の上昇により、東光寺地区から法勝寺川への排
水が妨げられ、排水路が滞水状態になりまして、さらに法勝寺川の水位が上昇すると、法勝寺川
からの増水した水の逆流を防ぐために樋門を閉めなければならなくなります。このため、境集落

の県道の冠水、家屋の浸水被害が発生するメカニズムでございます。

今回、議員から提案いただいた1、法勝寺川の大袋堰の改修、2、寺内川の流末を大袋堰の下まで延ばす改修につきましては、9月16日に県土整備局計画調査課長と三ヶ堰の改修及び寺内川のつけかえ案の可能性を協議いたしまして、9月28日には県土整備局長に三ヶ堰改修及び寺内川整備の協力を取りつけたところでございます。

県土整備局長によりますと、法勝寺川を含む日野川水系河川の状況は、国土交通省が平成20年3月に策定した日野川水系河川整備基本方針に示された整備水準に比べて、まだまだ整備がおくれている状況であり、沿川の米子市青木地区でも境集落と同じように内水被害が平成18年、20年、23年と頻繁に発生して、住民を苦しめている状況であるとのことでございましたので、米子市と一緒に国土交通省中国整備局に、法勝寺川の河川改修促進について要請に出かけたわけです。

11月の22日に、米子市長、尚徳地区連合自治会長、青木地区自治会長、そして境地区区長、境地区副区長と私とで出かけまして、日野川河川整備計画の早期策定と河川改修事業の促進、河川改修の整備に必要な予算の確保、なお河川改修を進める上で、既存の取水堰などが支障になる場合は、河川管理者で対応願いたい旨の要請を行いました。

応対していただきました中国地方整備局の大谷河川部長は、堰については農業堰であり、農林水産省所管の事業も検討いただきたい。国土交通省所管の事業で、堰の改修などの内水対策をする規模でございますが、50戸以上の家屋の床上浸水被害が過去10年間で複数回発生したような場合であり、全国的にはほかに急ぐものが多数あることに御理解をいただきたい。幹線道路の通行不能で住民が孤立した状況もお聞かせいただいたが、今の状況で河川管理者が事業を行う必然性が少し低い。したがって、直轄事業だけでの問題解消は困難であり、県の事業、市、町事業との連携が重要である。ハードルは多々あるが、まずは河川整備計画に位置づけて、可能な範囲で対応するという回答でございました。

しかし、その後の意見交換で実情を話すうちに、今までは直轄河川内の工作物である堰には手を出すことはできないと言われてきましたが、可能だと言ってくれたことや、部分的な可動堰化にも県、市、町の協力があれば可能な範囲で対応するとの話を引き出すことができました。

国の予算を取り巻く厳しい情勢、税金など収入の落ち込み、東北大震災の復興などの緊急課題を考えますと、要望をしてすぐによい返事がもらえるとは思っておりませんが、この問題は南部町における防災上の最優先の課題であると考えておりますので、間を置かずに動こうと、県や米子市と話し合ったところでございます。引き続き堰の改修、寺内川のつけかえの可能性を探って

いきたいと考えております。

次に、地域の防災対策についてでございます。そのうちで、避難場所や防災コーディネーターなどの件でございます。

県道が通行どめになったときに、境区民の避難場所の確保はどうするかということでございますが、9月に南部町を襲った台風12号により、境地内で県道が冠水し通行どめになりました。土砂崩れなら土砂を撤去すれば通行どめを解除できますが、冠水の場合は技術的に即対応ができずに、境地区の皆さんを初め、町民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。本町の避難所は、地域防災計画の中で町内に23カ所を指定しています。しかし、その指定されている避難所は、対象地区は定めてありますが、避難所までの道路が被災している場合もありますので、災害の発生状況に応じて、臨機応変な対応が必要です。

また、避難経路については、地域防災計画の中でも特に指定はしておりません。避難所までのルートについては、平成18年6月に全戸配布した南部町防災マップなども参考にさせていただきながら、その地域や周辺の地形、今までの大雨のときの水路や川の状態などを熟知されている各集落の皆さんで話し合って決定していただければと考えております。

町では、正月の豪雪、3月の東日本大震災、9月の台風12号などを踏まえ、来年度南部町地域防災計画を全面改定する予定です。その中で避難所の見直し、再検討も行いますが、現段階では現有施設にも限りがありますし、避難所数をふやすのも現実的には難しいと思います。各集落におかれましては、生活圏域で起こり得る災害などを想定し、初動段階でスムーズな行動や連携ができる、地域の実情に即した集落防災計画や集落防災マップなどを作成していただき、家庭でも集落でも日ごろから危険箇所や避難所、避難経路などを話し合い、確認しておくことが大変重要だと思いますので、御協力をお願いいたします。

次に、震災対応も含めた新たな防災計画が策定されようとしているけれども、防災コーディネーターについてでございます。

現在、県では地域防災計画の一部修正作業が行われています。主な修正内容は、豪雪時の対応、島根原発に係る避難計画策定、地震津波対策の見直しなどと聞いていますが、近年の大災害によりさまざまな基準などが変更になるようですので、来年度にかけて引き続き改定が行われるようです。

本町の地域防災計画については、先ほど言いましたとおり、来年度、全面改定する予定です。その改定の中で、防災コーディネーターを含め、地域振興協議会については、今まで経験した自然災害などへの対応などを踏まえて再度、協議、検討し、それぞれの役割を明文化したいと考え

ています。

最後に、旧西伯地区は防災コーディネーターが中心となって小集落での地域自衛消防団を設置しようとしております。この地域消防団員としての自覚を持ってもらうために、幾らかの支援が必要ではないかということでございますが、現在、会見地区16集落に市町村合併前から自衛消防団が結成されており、各集落内で現在も活動をされています。その主な活動内容は、所有している小型ポンプの維持管理、集落内消火栓及びホース格納庫の点検、防火水槽の清掃、消防出初め式への参加などと聞いております。

その自衛消防団に対して、町は平成19年度に活動服、制服を支給しておりますので、議員が言われるような設置への取り組みがなされ、自衛消防団が結成された場合には同じように活動服を支給したいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） では、再質問させていただきたいと思います。

先ほど、内水面の取り組みについて御説明をいただきました。地元としても、これはお金もかかることでございますけれども、特に国土交通省、あるいは鳥取県というような上級の機関の問題もございまして、長期計画の策定の中での取り組みということになるかと思っておりますけれども、ぜひこれは先ほども町長が重要課題だということを言っておられるわけでございますし、私もいつもこういう状況で不安な毎日を、雨が降るたびにようになるようなところではだめだということを思っているとございまして、強い立場で取り組んでいただくためにも、陳情なりそういう行動を繰り返しやっていただきたいというように思うところでございます。

三ヶ堰が改修できたから、これで100%内水面が解決するというものではございませんが、ただ問題は天井堰といたしまして、法勝寺川の河床が、先ほども町長が言われますように、高いわけでございますので、やっぱりそれを下げていく、だから大雨が降ったときに下げるために、私はその三ヶ堰がネックじゃないかなということでこうさせていただいて、今、取り組んでいただいております、同意見だと思っておりますが、国土交通省さんにお話を聞きますと、どうしても下流域からやっていかないと、一つ一つ部分的に改修しても、今度は逆に洪水が出てくる可能性があるということがございますので、そういう計画にのっかって下流域から年次、やっていかなければいけないので、ハード的なものについては年数がかかるのではないかという話を承ったわけでございますが、これにつきましては先ほどもお話がありましたように、お金の問題とかいうようなこともございますので、早急にはできにくいかと思っておりますけれども、陳情行動を多くお願いをし、そして鳥取県も一緒になって取り組んでいただくように重ねてお願いをしたい

と思うわけでございます。

また、この堰が先ほども農林の堰だという話がございますが、その辺につきましてめど的にはなるのかどうか、あるいはどういう方向で今後またされるのかということ、ちょっともう一度、再度お聞かせ願えたらというように思うところでございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。仲田議員には、特にこの地元におられますので、本場に切実な思いで過ごしておられるのではないかと共感をするわけでございますが、この境内水対策については、これは私が町の職員になったところからの話でございます、もう20年、30年、もっと以前からこの境内水対策については地元からの強い要望がっております。

先般、11月の22日に広島の中国地方整備局の方に行きて、一緒に要請をしたわけですが、その折にも河川部長に坂野大臣のころからずっと言い続けてお願いし続けているのに、30年たってもいまだに何の手当てもされないという、どういうことかということで、相当厳しいことも言わせていただきました。そういう中で、やっぱり一つはお金がないということが背景にございます。

それともう一つは、さっき議員もおっしゃったように、河川については下流から整備していくのが理論になっております。上流をどんなに整備しましても、下流が狭いと大きな被害が発生するというものですから、下流から下流から整備していくこととあります。したがって、そのスピードが上がらないということが1点あるわけです。ですから、あそこの三ヶ堰に届くまでに、青木のまだ堰が残っているわけです。この堰については、農業堰でございまして、河川占有をして農業関係者が利水に利用しているわけでありまして、この農業堰は、河川管理者が自分で改修計画を持ってやるときには、みずからの負担でやるわけですが、今回のように農業堰が内水に大きな原因をもたらしているのを改修したいとか、あるいはもうちょっと利水を有効的にしたいので堰の高さを上げるんだとか、あるいは下げるんだとか、そういうことについては、すべて関係者の責任でやれというのが国土交通省の言い分であるわけです。

それと、従来は堤体といいまして、土手ですね、土手の部分はよほどのことがないと河川管理者以外の者には手をかけさせないということがありました。もうがんじがらめになっておりまして、なかなかここに風穴をあけるといことは難しかったわけですが、先般の陳情、要請で、堰は転倒堰といいまして風船堰ですね、これに変えさせていただきたいと。それで、堤体は構わないと、堤体には手をつけんと。中の流水部分で、そこだけを可動堰にするというようなことはできないのかという質問をしたわけですが、そのことについてはわかりましたと、そ

こまで困っておられるならそれについてはいいということをお願いいたしました。

したがって、今後は農業関係者の皆さん方との話し合いに移って行くと思います。国土交通省は自分の責任ではそれは改修しないということですから、しかし工事をしてもいいということをお願いしたので、したがってあとは河川の内部に暫定的に可動堰、いわゆる風船堰をつくって、そして内水対策をやったらなというのが私の描いている戦術なんです。可動堰にしますと、堰を膨らませたりすぼませて転倒させたり、そういうことのために維持管理費が相当かかります。この維持管理費をだれが負担するのかという問題もあるわけです。そういうことを調整しながら、今後そっちの方面でこの境の内水対策を進めていきたいもんだというように考えておきまして、早急に米子市との連携の中で進めていきたいというように思っているところでございまして、迷惑をかけておりますけれども、事はそういうぐあいに動きかけておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。地域の方々もどうなってるんだというようなことが、やっぱり不安でございます。先ほど町長の方から自分たちもそういう格好で取り組んでるという姿勢を、この場を通じて言っていただきましたので、頑張っていこうかなというような感じになろうかと思っております。

では、この内水面につきまして、特に今度は砂防指定河川の寺内川がこのたび、堤防のところをオーバーフローする一步手前まで来た状況がございまして。地域の方から、その堤防をもうちょっと上げてもらえないだろうかという話が出ておるところでございまして。なぜかという、堤防の間に水が流れる管があるところとございましてけれども、今回のところで寺内川の満水状態で堤防を決壊する一步手前まで来たというような状況がございましたものですから、堤防の高さを上げてもらうというのはできないのかという話も出たわけですが、これについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。寺内川でございましてけれども、これも非常に今回の12号台風では増水して、境の内水の被害に大きな役割を果たしております、原因の一つになっております。私も何度か足を運んで視察に出たわけですがけれども、あれは堤防を上げる、専門的なことはわかりませんが、堤防を上げれば解決するのかなという思いがしております。というのは、法勝寺川に抜ける樋門のところで、もういっぱい上っております、はけない状況であります。したがって、あれ堤防を上げて、それがどんどんはけるかという、そういうこと

にもならないというようにも思うわけでして、私は当初から、増水したときには三ヶ堰の下流に樋門をつくって、そこに三ヶ堰の上流に今、押しかけているわけですから、三ヶ堰の下流の方に抜いてやれば、境の内水対策にもなりますし、それから寺内川周辺の田んぼの冠水ですね、こういうことにも随分、改善するのではないかと、こういう思いがして、実は今回の県土整備局との交渉の中でも、その案も持ち出しているわけです。両案ですね、いわゆる先ほど申し上げた川の中に転倒堰をつくるという、今の堰をかえて転倒堰をつくるという案と、それから今申し上げました三ヶ堰の下流に寺内川の放水路をつくと、こういう2案をもっていろいろ検討していただいたわけですが、やっぱり寺内川の放水路をつくるというのは、非常に莫大な金がかかるということで、それとあれもこれもってというのは、なかなか効果的ではないのではないかと、そのような御指導もいただいて、とりあえず川の中に堤体は傷めませんので転倒堰をつくらせてくださいという作戦でいった方が、突破口が開けるのではないかと、そっちの方面で進めたわけです。

放水路の件については、これは話しませんでした、県土整備局では。だけど、今回そういう前向きな答弁をいただいて、転倒堰ということについて具体化できるように、こっちの方面でもうちょっと頑張っていきたいと、実現の可能性を見つけたいというように思っておりまして、そういうぐあいになれば、きっと寺内川もあそこまで増水せずに、スムーズな河川の流水が確保できるのではないかと、このようにもくろんでおりまして、そっちの方で頑張っていきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） じゃあ、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

ハードにつきましては、そういう方向でお願いしたいと思うわけでございますが、ソフトの面、つまりどうしても内水面の方に水がたまったときの排水の処理の仕方っていうんですかね、やっぱり平成18年のときには、私もずっと現地におりましたし、今回も現地におったわけでございますけれども、平成18年のときには夕方からどんどんどん水がたまってきた。それから、今回なんかは夜間から水がたまってきたというような状況で、どうしても初動体制、あるいは排水のやり方っていうのが、特に今ごろは建設業者さんも少なく、そして排水ポンプ自体がリース会社というような格好であったりすると、どうしてもなかなかすぐ対応できにくいというのが現状であろうかなと思うわけでございますが、そういう状況の中で、今後どうされようとしているのか、その辺についてお答えをいただけたらというふうに思っているところでございます。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。それにつきましては、町の建設業協会さんの方と防災協定というのを結んでおります。それに基づいて、実際に12号台風の時も対応していただいたわけですが、議員がおっしゃいますように早朝だったということで、リース会社等に連絡をして、実際排水作業に入ったのが随分遅くなってしまったということでもございます。その反省を踏まえまして、台風後ですが、協議会の方を持っています。その中で、やはり早朝も予想されているという状況であったら、まず第一にやっぱり待機をしてください。ざっくりばらんな話ですと、きょうの晩は飲まんようにしとってくださいねみたいな話をしながら待機をしていただいて、なるべく早くそういう体制がとれるように、建設業協会さんの方もそこら辺は十分承知しているから、そういう指示を早く出してくださいねということだったので、そういう体制をきちっと町の方もとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。やはり、どうしても集落だけでは対応できませんので、そういう排水につきましては、お力を得なければいけないし、当初から地元建設業協会の皆さんに委託をお願いしてるという話もございましたけれども、やっぱり迅速な対応でいち早く冠水しても床下、床上浸水にはならんような対応をぜひお願いをしたいというように思うところでございます。

じゃあ、続きまして、通行どめになったときの避難場所の確保ってということでございますが、これにつきましては先ほども町長の方から集落でのいろいろ避難場所を特別に、集落でいろいろ決定していただいて、集落での防災計画をつくっていただきながら対応していただきたいという話もございましたけれども、今回、住民避難というふうな格好で、交流センターの避難という話もございました。地元の人は交流センターにも避難はしていなかったんじゃないかなと思うわけでございます。それは、通行どめになったために車が出れないということで、消防署の方に来ていただいて、ボートで避難を、まず床上浸水になっておられる方のお宅に行って、それでボートで避難をし、そして避難場所は親戚の方で避難していただいたってというような経過もあるわけでございますけれども、この辺につきましては、町の方の体制はどうされたのか、その辺についてお聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。今回の台風12号では、全町民の方に避難勧告をさせていただきました。それに基づきまして、大きなところの避難所につきましては、職

員を配置をいたしまして、受ける体制を整えてございます。

そういった中で、実際開いてみるとそこも危ないというところがありましたので、また別なところへ移動したことがございますが、一応できる限りの対応をさせていただいたところがございます。

それで、そういった対応をとらせていただきました。避難経路の対応ということでございますけれども、これは答弁の中にもございましたように、特には決めておりませんので、その集落の方々の自主判断をお願いをしたという状況でございます。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。やはり、特にこういうことはあってはならないことではございますが、冒頭でも言いましたように、いつ、どういう災害が起こるかわからないような状況でもございますので、地域の防災力ということの中で、地域での役割というのがまたふえてくるのではないかなと思うわけではございますが、そういう状況の中で、防災コーディネーターというものが21年度から23年度、今年度で一応とりあえず3カ年で終わる、そして今後を、きのうの同僚議員の話の中でも24年度以降も対応したいという話でございますけれども、21年度の防災コーディネーターの役割というところで、計画の中で防災コーディネーターの業務として、自主防災組織の立ち上げ及び運営、あるいは防災体制の整備とかいうようなことがございました。

その中で、自主防災組織の立ち上げということで、防災コーディネーターはその立ち上げのため、集落等に働きかけて組織の立ち上げを目指すということ出ております。そういう状況の中で、私は防災コーディネーターというのがもっともっとこれから必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。そのためには、防災コーディネーターの皆さんが地域の中を、実情を知っていただく中で、本当に災害に強い町というものをつくっていただくには、防災コーディネーターなり、あるいは町、そして地域の人と一緒に自主防災というもので地域の自衛というものをつくっていくためには、私はもう少し自衛消防団的な組織をつくっていただかなければいけないと思うわけではございますが、先ほど旧会見の方では、もう既に設置をやっておられるわけではございますけれども、旧西伯の方ではなかなか、境は自衛消防でございますけれども、他の地域ではなかなかそこがまだできてない状況ではございます。ですから、ぜひつくっていただくためには、地域の皆さん方の協力がなくてはいけません、やっぱりこれから初期対応ができるためにも、地域の自衛というものがやっぱり必要になってくるために、私はこういうものをお互いに享受をしていただかなければいけないんじゃないかなと思うわけではございます。そのためにも、防災コー

ディネーターが中心となって取り組んでいただきたいというように思うわけですが、それについていかがなものでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。先ほど議員おっしゃる全くそのとおりだと思います。そういった形の出発点として、やはり集落で自主防災組織なりそういった災害のことについての話し合いをしていただく。その中で、やはり境集落は境集落で自衛消防ですか、そういったものが必要だということになればそういうメンバーをそろえながら、昼の対応もごさいます。それから夜の対応もごさいます。いろんな形を想定をしながらやっていただければ、本当にいいのかなと思っております。

私どもの考え方としては、まずそれぞれの立場で何をするかということ共有をしておきたいと思えます。いわゆる個人としてはどういうことをしてもらう、それから集落としてもどういうことをしてもらう。それから、振興協議会なり町、それから消防団はこういうことをするんだというようなことをお互いが共通認識をしておけば、過度の期待だとかそういったこともなくなると思えますし、効率的な活動ができると思っております。

そういった中で、本当にこの自主防災組織で、皆さんで話し合っていたかというのが一番重要なことだと考えておりますので、そういったところの活動に防災コーディネーター、平時のときにそういう活動をするというのが一番の目的だと認識をしております。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。ぜひ、私はこういう組織というか、そういうシステムを利用させていただきながら地域の防災力を強めていただくために、ぜひ取り組んでいただきたいというように思うわけですが。

防災っていうと、すぐ何か消防とかそういうことばかりと思われる方がいるかと思えますけれども、私は防災イコール福祉だと思います。一緒になってそれに取り組んでいただくためには、やっぱり身近なお年寄りがその町の中にひとり暮らしでおられるかということを、その地元の消防団のメンバーと一緒に共有しながら、災害があったときにすぐ対応できる、あるいは手助けをしていただく、そういうことも必要にはなってくるのではないかと思います。ですから、消防と合わせてそういう福祉っていうんですか、そういうものがセットになるような取り組みの中で防災力、そして福祉力っていうものをつけていただかなければいけないかなというように思うために、こういうものを提案させていただいたものでございます。

最後になりますけれども、今後の地域の防災力につきまして、町長の御所見をいただいて終わ

りにしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。昨日、赤井議員からの御質問もあって、地域防災と
いうようなことについての関心が非常に高まってきたのではないかと、きているというように思
うわけですが、やはりこういう機を逃さずに、地域の防災をみんなで考えていくというこ
とが非常に大切でございまして、そういう働きかけなどを防災コーディネーターが中心になって
やっていただければ、これは非常に効果的だということに思っております。

はっきり申し上げて、役場のこの機能だけで災害を未然に防ぐ、あるいは防災力を発揮して、
住民の生命、財産をすべて守り切るちゅうようなことはできないわけでありまして、やっぱり
地域の事情をよく知っている、住民の皆さんみずからが役場などの情報を聞かれて、このよう
なときにはこのように動こうとか、基本的には逃げるというふうなことになると思いますけれど、
避難をしようというふうなことを日常的に話し合っておいていただかんといけない。これは役場
が悪いとか、国が悪いなんていうふうなことを言ってもらったって、結果はみずからが被害
をこうむって、生命や財産を危うくするわけでありまして、やっぱり基本は自分の身は自分で
守るというふうなことを基本に考えていただく。その輪を広げていくと、やっぱり集落だとか、
あるいは地域の防災についてみんなで考えていくということが必要でございます。そういうこと
を私は平時、いわゆる何もないうきに防災コーディネーターに活躍していただきたいわけです。
何かあったときに、防災コーディネーター何しとうだっちゃんなことが時々ありますけれども、こ
れはわずか一人の防災コーディネーターで、その地域全部の防災について責任持つなんてこと
できません。緊急時には、私は役に立たんと思っておりますが、平時にはそのような活動をずっと
地道に積み上げていただいて、地域防災力を高めるソフト活動、これをやっていただきたいとい
うふうに思っております。

町も何もしないということではなくて、町はできるだけ住民の皆さん方へ情報を早くお知らせ
するというような役割や、万一のときの対応を迅速に行うとか、そういう役割、先ほど課長が言
いましたけれども、役割をお互いに認識しながら、確認しながら、地域防災力を高めていくとい
うストーリーを描いているわけです。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 続いて、4番、植田均君の質問を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） こんにちは。植田均でございます。質問通告に従いまして、2 つの問題について町政の姿勢を問うものでございます。

1 点目は、南部町の防災計画の見直し状況についてであります。3 月 1 1 日の東日本大震災、大津波、原発事故は、改めて防災対策の重要性を全国民の課題として目の前に突きつける形となりました。とりわけ、住民に密着した地方自治体にとっては、余りにも大きな課題を負わせるものとなっています。この問題の最大の原因は、原子力問題においては、国のエネルギー政策にあることは論をまちませんが、そうかといって住民の安全に責任を負う町政として、手をこまねいているわけにはいきません。国難というべきかつてない規模の地震と津波災害に加えて、福島原子力発電所の炉心溶融と放射性物質の拡散災害は、これまで振りまかれてきた安全神話が完全に崩れたことを残念ながら事実で示すことになりました。一日も早い原発の廃炉を実現させなければなりません、廃炉にする過程でも事故の可能性は否定できません。

9 月議会で町長は、島根原発で福島のような事故が起きたとすれば、南部町は飯舘村のような状況になるとの答弁でした。住民の生命と財産を守る町政とすれば当然、町として中国電力との安全協定を結ぶべきと考えます。また、国は避難区域を半径 3 0 キロメートルの範囲とするようですが、町長も認めたように、風向きで放射性物質が我が町にも大きな影響を及ぼすことは明らかです。このことを中国電力に認めさせるために、科学的な影響調査をするべきではありませんか。その際、中国電力と鳥取県の責任も問われなければならないと考えます。国の避難区域の指定が実情に合わないと思えられる場合の県の責任を明確にしておかなければ、県としての役割を果たしたとは言えないでしょう。その上で、中国電力との安全協定の締結と避難計画の策定は大きな課題です。

次に、一日も早い原発からの撤退を町としてどのように進めていくかが課題ではないでしょうか。今、各地でさまざまな取り組みが進められています。太陽光発電では、我が南部町でも設置時補助金を行っておりますが、融資や発電電力量に応じて、電力買い取り価格に上乗せする形での支援をしている自治体もあります。出資を募って 2 %ほどの利回りを実現している N P O 市民共同発電や、住宅の耐震補強とバリアフリー、リフォームと太陽光パネル設置を組み合わせた支援も各地で始まっています。縦軸小型風力発電、きのうも出ました小型水力発電、マイクロ水力発電など、我が町の特性に合わせた施策が求められていると考えます。自然エネルギーの活用を高めることは、原発からの撤退の問題だけでなく、地球温暖化の対策にもなり、重点施策にしなければなりません。そこで、具体的に質問いたします。

島根原発で福島並みの事故が起きると想定したときの影響がどの範囲にどの程度あるのか、1年間かけた影響調査を鳥取県と中国電力に求めるべきではありませんか。見解を伺います。

2番、9月議会での答弁で、もしも島根原発で事故が起きれば、飯舘村に相当する被害が考えられるとの答弁でした。町長として、当然、中国電力との安全協定の締結に全力を挙げるべきではありませんか。

3番、原発の安全神話が完全に崩れた今、避難計画が最悪のときには求められます。具体的に計画の策定は進められているのか伺います。

4番、一日も早い脱原発に向けて、再生可能エネルギーの活用をどのように進めていくのか、24年度予算編成に向けた考え方を伺います。

次に、ことしの12号台風で南部町は大きな被害を受けました。南部町地域防災計画第4編、風水害対策によれば、町長を本部長として組織は整備されていると思いますけれども、いろいろと問題もあったということは、議会全員協議会の中でも町長も発言されまして、計画の見直しに言及されました。計画の見直しの進捗と課題について伺います。

次に、鳥取県が住民説明して、現在、中・東のようですが、急傾斜危険地域、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンの指定と、それに対応した具体的な施策がどうなるのか、このままで住み続けられるのかなど、住民の中には不安の声が聞かれます。この問題は、以前にも一般質問があり、町長は危険な地域ならば指定はしなければならない。大事なことは施策である。十分な施策をとっていくことが重要だと、このような答弁をしておられます。そのことが今、どのように充実されようとしているのか、具体的に説明を求めます。

次に、防災問題の3つ目に、これからやってくる冬の除雪対策について伺います。

昨年は、年末からの大雪で各方面に大きな影響がありました。通学路の除雪がおくれ、子供たちが車道を歩いて通学している姿を、ふれあいバスに乗っておられる方が見て、危ないなということで、自分のお金で学校まで乗せて送られたというような話も聞いております。振興区に除雪機をことしに配備し、地域に使えるようにということで配備はされました。町内には、それこそだれに頼まれないのに、ボランティアで近所の除雪をされておられる方の姿も見かけます。町として、この通学路や通勤に、日常生活に支障が来さないように、除雪の全体計画として責任を持った計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。具体的に質問をいたします。

ことしの除雪対策は、昨年の経験を踏まえて、万全を期すべきものと考えますが、町としての除雪の全体計画を説明していただきたいと思います。

次に、保育園の民営化問題について質問します。政府は、平成24年に子ども・子育て新シス

テムという法案の提出を国会に提出しようという動きがあります。この保育制度には多くの問題点が指摘されています。

その一つのあらわれとして、現在25の県議会からこの新システムの導入に反対や撤回の意見書が国に送られています。その問題点とは、第一に児童福祉法第24条に基づく保育の実施義務が市町村になくなって、市町村は第一に保育が必要であるかどうかを認定するだけということになってしまいます。そして、市町村は保育所入所に責任を持たず、保護者は保育所を自力で探し、直接契約しなければならなくなります。

第2に国の定める最低基準がなくなり、保育の地域格差が一層広がることが懸念されています。子供の生命、安全が危険にさらされます。さらに、規制緩和により、保育の質を下げてでも設けようとする事業者の参入に歯どめがかけられなくなる、このような懸念があります。

そして第3に、保育料は保護者の所得にかかわらず、利用すればするほど負担がふえる仕組み、応益負担が検討されています。このあたりも流動的でありますけれども、そうなればお金がなければ必要な保育が受けられなくなります。

そして第4に、保護者の就労時間を基準にした認定になるので、保育所保育を利用する時間がばらばらになり、集団での生活や遊びが困難になります。

第5に、このシステムでは保育所の経営が不安定になり、保育者のパート、非正規化など労働条件の悪化も避けられません。その結果、保育の質が低下し、子供の健やかな育ちを保證することができませんなど、問題点が指摘されています。新システムに貫かれているのは、経済的効率を優先させる考え方です。子供たちが愛され、安心できる温かな環境を用意することなしに保育は成り立たないものと考えます。

具体的にお聞きいたします。政府が24年度に進めようとしている子ども・子育て新システムに対して、町長はどのように評価をされるのか伺います。

次に、町長は南部町の4つの保育園のうち、さくら、つくしの2園を完全民営化保育園に平成24年4月から移行すると発言しておられました。町立保育園を民間で運営する合理性はないものと考えます。町長は、平成20年に制定した条例を根拠にして、非常勤の保育士を3年で雇い、3年以上継続雇用ができない、こういうことを最大の理由に伯耆の国の職員にかわって雇い入れて、そこで伯耆の国の指定管理によって2園を運営していくという方針のもと、来年4月からの民営化の動きとなっています。しかし、そのような選択を迫るやり方がもともと私は間違いではないかと考えるものであります。それは、町の条例の非常勤職員の3年間で雇い、継続雇用ができないという条例が法律上の根拠を持たないのではないかというふうに考えるからであります。

それは、何回か議論してきましたが、最後に町長と話したときに、法律上の説明を町長は完全にできずに、法意という形で、法の全体の意味として解するのという、私にしてみれば理解不能な答弁で進められてきました。私は、町長の基本的な考え方について疑問を呈せずにはおられません。一方で住民参画や協働などという美辞麗句を言いながら、保育の現場に競争を持ち込もうとしているではありませんか。保育は、経済効率ですのような分野ではないと思います。住民の中から、子供たちの健やかな成長に影響がないのか、不安の声が聞かれます。子育て施策の充実を求める立場から、具体的に以下、質問していきます。

1、さくら保育園、つくし保育園、2園を民営化した目的の一つは、職員の待遇改善と説明してこられました。具体的な改善の内容をお聞きいたします。

2番、平成24年4月から町職員と伯耆の国の職員は、4園でどのように配置されるのか伺います。

3、子供たちを健やかに育てるために、条件整備に格差があってはならないと考えます。健全に対応できる保証があるのかどうか、その保証について明快な答弁を求めて質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えしてまいります。

初めに、原発事故の関係でございます。島根原発周辺に限らず、我が国にはアメダスなどを初めとするきめ細やかな気象観測網が構築されておりまして、過去の気象データについては十分に把握されております。このため、鳥取県、米子市、境港市、島根県及び島根県県内関係市で構成される原子力防災連絡会議では、島根原発に係る避難計画を策定中ですが、その策定に当たり、気象データについても十分考慮しながら検討を進めていると伺っております。

また、原子力施設で放射能物質の漏出などの事故があった際に、現実の気象データや漏出した放射能物質の量などを解析して、その放射能物質の拡散範囲や濃度を予測することのできるSPEDIと呼ばれるシステムが文部科学省により構築をされております。

しかしながら、現在の制度では、その情報は原子力施設ごとに立地県と原子力防災対策を重点的に充実させる地域の範囲である。緊急時計画区域、EPZですね、EPZにある関係隣接県にしか提供されないこととされているようでございます。

鳥取県の場合は、人形峠環境技術センターのEPZ範囲内にありますので、この施設に関する情報を得ることはできますけれども、島根原発については、EPZの範囲に入らないために情報を得ることができません。このため、福島第一原発事故の実情を踏まえて、情報提供先の拡大や予測範囲の拡大などを早急に行うように国に対して要望されていますけれども、いまだに対応が

なされていないと伺っています。国の対応の遅さには歯がゆさを感じておりますけれども、国に対し一刻も早くSPEED Iシステムの利用拡大を求めていくことが大切であって、国に対して県とともに働きかけてまいります。

中電との安全協定でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、議員が言われるような影響調査が行われておりませんので、当然その結果をもとに、中国電力と安全協定を結ぶことはございません。しかしながら、現在、鳥取県、米子市及び境港市が安全協定の締結に向けて中国電力と協議を行っています。もし、安全協定が締結されれば、その締結内容をもとに、西部町村会として行動を起こさなければならないと話し合っております。

次に、原発事故の避難計画はどこまで具体的に進められているのかという御質問についてでございます。

福島県での原子力災害を踏まえて、原子力防災対策を見直すために、鳥取、島根両県、島根原発周辺30キロ圏内の各市で構成する原子力防災連絡会議が設立されまして、今日までに2回の連絡会議と5回の作業部会が開催され、課題の整理とその対応の方向性の検討が進められ、その結果を中間報告として取りまとめられました。県においても、原子力防災連絡会議の検討内容をもとに、プロジェクトチームやワーキンググループを設置して、住民避難計画策定に向けて検討を進められております。

避難全体のイメージは、県内避難を基本とするも県外避難も想定すると。島根原発から30キロ圏内、境港市及び米子市の一部の対象住民、約6万5,000人を島根原発から50キロ以遠の県中部、東部へ避難することを想定する。災害時要援護者の避難は、県内では不足するので、県外に求めることを想定するというような内容であります。

今後、草案などに対する意見集約、現在、検討中の津波被害想定との調整、シミュレーションや原子力防災専門会議より意見聴取を行い、来年3月には避難計画を完成し、公表するスケジュールになっております。

なお、本町が含まれる30キロから50キロ圏内の市町村については、今後、県とともに関係市町村で協議、検討し、策定する予定でございますので、それらの結果を踏まえて、来年度には本町の地域防災計画に反映をさせていきたいと考えております。

次に、脱原発に向けての取り組みでございます。

議員も御存じのとおり、南部町総合計画には環境自治体の推進として、人々が自然と共生する循環型社会のまちをうたっております。また、平成17年度には、南部町地域新エネルギービジョンを策定し、ビジョンにのっとり新エネルギーに関するさまざまな施策を実施しております。

エネルギー別に御紹介しますと、太陽光については、平成21年度に西伯小学校、会見小学校、平成22年度には天萬庁舎、法勝寺庁舎に発電システムを導入しました。加えて両庁舎には、既存の蛍光灯にかえてLED照明を設置いたしました。

一方、住宅用太陽光発電システムの設置については、平成21年度より補助金を創設し、広く御活用いただいているところであります。現在までの補助件数は、21年度が18件、22年度が19件、23年12月現在で30件、合計67件でございます。

また、平成22年度には、県内市町村では初めて経済性の追求と先導的な普及啓発などの目的のため、電気自動車を導入しました。加えて緑水園の駐車場に急速充電器を設置し、電気自動車の充電環境整備を行いました。これも鳥取県西部では初めてでございます。

バイオマスにつきましては、平成22年度に法勝寺庁舎の冷暖房設備の熱源を従来の重油だきから木質ペレットだきに変更し整備しました。また、本年度より木質ペレットやまきを燃料にしたストーブやボイラーの購入者への補助金を創設し、御活用いただいているところでございます。現在まで補助件数8件でございます。

従来の石油、LPGなど、二酸化炭素を多く排出している熱源の代替として、新エネルギーに転換することで、従来の化石燃料を使用した発電への依存度を下げることにも大きく寄与するものと考えます。

次に、小水力につきましては、秦議員の答弁と重複しますが、鳥取県企業局が賀祥ダムを利用した発電設備を整備、運用を開始しますし、本町では小水力よりも発電量の少ないマイクロ水力発電の実用化を検討してまいりたいと予定しております。

一日も早い脱原発の取り組みをとという議員の御意見はございますけれども、こういった取り組みは原発事故が発生する以前から一貫して取り組んできたものでございます。今後、目指すところは、地元にある再生可能な資源、木材だとか水など利用しまして、エネルギーを取り出し、取り出したエネルギーを地元で活用するというエネルギーの地産地消でございます。行政の責務である地球温暖化防止対策への大きな取り組みでありますので、今回の原発事故を契機としたものではなく、今後も環境自治体として継続して取り組んでいく所存でございます。

脱原発には共感するものでございますけれども、電気を取り巻く産業や国民生活の現状がございますので、すぐに原発をやめるわけにはいかないと思います。このような状況を少しずつ改善して、原発のない社会を目指していかなければなりませんけれども、現状では自然エネルギーで代替できる状況ではございません。原子力への依存度を徐々に変えていくより方法がないのが実情であります。私たち町民一人一人が生活の中で節電や機器変更などの工夫することで、消費す

るエネルギー量を少しでも減らすことができれば、脱原発への道のりは近いものになると考えております。

次に、いわゆるレッド区域、イエロー区域についてでございます。

イエロー区域とは、土砂災害警戒区域のことでありまして、土砂災害が発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であります。レッド区域とは、土砂災害特別警戒区域でありまして、イエロー区域の中で建物に損壊が生じ、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれのある区域であります。平成21年度、22年度実施された土砂災害防止法に基づく、溪流及び斜面調査によって、南部町内に土石流では73カ所、急傾斜地では181カ所のレッド区域があることがわかりましたので、集落ごとの報告会を行い、県と町の職員で集落説明しているところでございます。

報告会では、危険箇所を周知し、避難経路の確認をしてくださいと、地元住民にお話ししています。また、ハード整備につきましては、合計箇所数が254カ所もあるために、福祉施設、避難所となっている公共施設、危険箇所内の家屋戸数などを考慮し、県、町、地元と協議して、優先順位の高いところから要望しているところでございます。

県の事業予算規模も多くないために、早々にハード整備が進むわけではありませんから、それぞれの地域における危険な土地の範囲をお知らせして、集中豪雨や台風などの異常降雨時に、早期に避難するための体制を整備する指標と考えていただきたいと思います。ハード整備が講じられるまでは、早目に避難を心がけていただくようお願いしているところでございます。

次に、除雪についてでございます。

道路は日常生活に不可欠な生活基盤でありまして、特に積雪時における主要交通路及び通学路の確保は強く要請されているところであります。町では、鳥取県との連携を密にし、国道、県道に接続する幹線町道や通学路の交通確保を目的に除雪作業を行っております。また、集落と集落を連絡する町道や除雪可能な幅員の集落内町道についても、できる限り交通確保のため、業者委託及び直営作業により除雪作業を行っております。

次に、除雪期間ですが、今年度も例年どおり平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4カ月間を除雪期間として設定しています。

除雪基準については、車道の新雪が15センチ以上になると判断できる場合に作業を行い、平常時にあっては5センチ以上残雪を残さないように作業を行います。豪雪時にあっては、異常降雪後、2日以内に車道の確保を行います。また、歩道については、積雪深20センチ以上になった場合に作業を行います。

次に、除雪の体制ですが、去年は建設業者を中心に7社と除雪用建設機械賃貸借契約を締結していましたが、ことし1月の大雪を受けまして、ことしからは10社体制で作業をしていただくことになりました。また、鳥取県にも町道倭小西線、町道広域農道線の除雪を受け持っていただく計画をしています。先ほど、ことしからと言いましたが今年度が正しいので、おわびをして訂正させていただきます。今年度は10社体制で作業をしていただくということでございます。

鳥取県にも町道倭小西線、町道広域農道線の除雪を受け持っていただく計画をしております。直営を含めて12班体制で除雪作業を行い、短時間で除雪ができるよう努力したいと考えています。

次に、除雪対象路線及び優先順位ですが、南部町内の町道約230キロに対し、先ほど説明しました除雪体制でカバーしている路線延長は、約130キロになります。除雪率は56.5%です。早朝5時から1次路線の主要道路、通学路を優先的に除雪作業を行い、続いて2次路線の公共施設に通ずる路線や、集落と集落を連絡する路線の除雪作業に入ります。しかし、ことし1月のような異常降雪時には、計画どおりの除雪作業ができない場合があります。このように町での除雪が困難なときや、作業がおくれたときなどの除雪対策として、今年度より小型除雪機械を22台導入を計画しております。緊急時の路線確保や、町では手が回らない路線、区間などを地域振興協議会でお世話になって除雪を行っていただき、地域の安心、安全の一つになればと考えております。

次に、保育園の民営化問題を問うということですが、先ほど植田議員はこの席で完全民営化ということをおっしゃいました。これは、町民に大きな誤解を与えますので、訂正をしていただきたいと思います。完全民営化ではございません。指定管理制度でございます。指定管理者として、町が保育方針に責任を持って、保育園の運営に責任を持って行うというわけでありまして、完全民営化とは趣が違います。御訂正をお願いします。

最初の御質問であります。子ども・子育て新システムに対する評価についてお答えします。

本件については、さきに杉谷議員の御質問でお答えしていますように、現在、中間取りまとめが政府決定されている段階であり、その詳細部分が今後の検討課題とされているところから、現時点での評価に至らないところでございます。

現在、ワーキングチームでいろいろな意見が出されて協議されていますが、各部会でもまた委員からも共通して、国が保障する恒久財源が伴ったものではなくては、実施の意味をなさないということが上げられております。公立保育園においては、現在、検討されている包括交付金の対象外となっており、今までどおり交付税による一般財源での対応で検討されてるようござい

すけれども、かかる経費が同様に保障されるのか、今後、注視していく必要があります。

また、幼保一元一体化ということで、保育園において教育面での保障されるということが取り上げられていますけれども、一貫した教育というものを明確に国が保障するという面においては、一つの進展ではないかと理解するところでもありますけれども、教育面については現在の保育園においても実施していることでもありますので、とりたてて新しいことではないと考えております。

一番の問題となりますのが、児童福祉法24条の市町村の保育に対する責務、保護者の契約の問題、保育料の扱いの点であろうと思います。保育における市町村の責務については、子供が確実に学校教育、保育を受けることができるための仕組みとなるよう、24条の改正と新システム法により対応するとあります。しかしながら、その実施については抽象的であることから、具体的な面での明確化が必要であると思います。

契約・利用料については、公立保育園においても保護者の混乱を避けるために、私立と同様に契約、利用料について取り扱うことと提案されており、実際における扱いが今とどのように変わるのか不透明な状況であります。

いずれにいたしましても、まだ多くの検討部分がある状況ですので、早急に明らかにし、基本制度に合ったように、実施者である地方公共団体と十分な議論と時間をもって進めていただきたいと考えます。

次に、職員の待遇改善ですけれども、9月議会で雑賀議員の御質問にお答えしましたとおり、正規雇用になり、身分的に安定した立場となったことです。産休、育休制度については、非常勤職員でも取得は可能ですが、実際に取得される方はありませんでした。そういう面でも改善されたと思います。また、給与面でも年齢や経験年数、担任か否かなどに関係なく、非常勤職員という一律の給与額でございました。このたび、伯耆の国の正規雇用職員となられたことにより、経験年数や年齢が加味された給与となり、昇給のほか一時金、通勤手当、超過勤務手当、扶養手当などといった各種手当も支給されています。

次に、4月から町職員と伯耆の国職員の配置についてですが、基本的に町職員は公設公営の2園、ひまわり保育園とすみれ保育園に配置し、伯耆の国職員は運営を指定管理する2園、つくし保育園とさくら保育園で勤務されることとなります。

今年度は、研修という形での伯耆の国の職員を4園に受け入れ、保育士としての資質向上を図っているところですが、保育の状態を見て必要であれば、一定の期間の町職員派遣も考えているところであります。

続きまして、子供たちを健やかに育てるためには、条件整備に格差があってはならないが、対

応できるかという質問でございます。

職員の給与面に関しましては、町職員と社会福祉法人の職員という違いがございますので、それぞれの給与制度に従って支給されるものであります。

園の受け入れ時間につきましては、24年度園児募集要項に記載しましたとおり、つくし保育園、さくら保育園では7時から19時までの受け入れをする予定にしております。ひまわり保育園、すみれ保育園では、平成23年度と同じく7時30分から6時30分の受け入れをする予定にしています。施設整備、保育料など、人的配置などについては、町立保育園でありますので、格差をつけるようなことはございません。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、再質問をしていきます。（「訂正は」と呼ぶ者あり）訂正の要求がありましたけども、指定管理制度というのは、直営なのか指定管理なのかという分け方であって、民間とか完全民営化とか、そういうくくりの問題じゃないんじゃないんですか。私の見解はそうなんですよ。指定管理というの……（「完全民営化言いなつたが」と呼ぶ者あり）そうです、そうですよ。（「それは間違い」と呼ぶ者あり）何で間違いですか。民間の法人です。指定管理というの……（「意味が違いますよ」と呼ぶ者あり）私はあれじゃないですか、町の直営にするのか……。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと言葉の使い方で錯誤があるのかもしれませんが、町立民営化でよろしいですか、町立民営化で。

○議長（足立 喜義君） 完全民営化という言葉は訂正してください。

○議員（4番 植田 均君） ですから、完全民営化と言ったのを町立民営化でよろしいでしょうか。（発言する者あり）いや、そう言ってこられたんですよ、町長も、ずっと。（「指定管理する」と呼ぶ者あり）いや、だから、指定管理は町の公の施設を直営にするか指定管理にするかという問題でしょ。

○町長（坂本 昭文君） ですから、指定管理制度にのっとった保育園の運営を提案して、議決をいただいている。完全民営化なんてことでは、ない。

- 議員（４番 植田 均君） 町立民営化と言い直しましょう。（発言する者あり）ずっとそのことは民営化で通ってましたが。町長もそのこと言っておられました。
- 議長（足立 喜義君） 町立民営化という言い方がちょっとおかしい。
- 議員（４番 植田 均君） 言っておられますよ。ですから、そこんところは言い直……。
- 町長（坂本 昭文君） そんなことよりも、今おっしゃった完全民営化ということは、町民に誤解を与えますよと、それは訂正してください。
- 議員（４番 植田 均君） ですから、町立民営化でよろしいですか。
- 議長（足立 喜義君） 町立もちょっと違うじゃないですか。
- 議員（４番 植田 均君） 町立ですよ。
- 議長（足立 喜義君） 指定管理なら指定管理とはっきり言ってください。
- 町長（坂本 昭文君） 指定管理制度という法律に基づいてやっているわけですから。あなたのおっしゃる完全民営化というのは、全く意味が違います。（「そんな入り口でやっとなんか進めないや」と呼ぶ者あり）
- 議員（４番 植田 均君） 町立民営化で、ずっとそういう議論してましたが。議事録……。
- 町長（坂本 昭文君） 指定管理制度で議論。
- 議員（４番 植田 均君） それで今まで……。
- 議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前１０時３５分休憩

午前１０時３８分再開

- 議長（足立 喜義君） 再開します。
- 議員（４番 植田 均君） 私が先ほど４月からの完全民営化というふうに言ったのが適切でなかったようですので、町立民営化というふう……。
- 議長（足立 喜義君） 植田議員、指定管理者制度に基づく公設民営ということです。
- 議員（４番 植田 均君） 指定管理って頭につけばいいですか。再度。
- 議長（足立 喜義君） いや、続いていますので。
- 議員（４番 植田 均君） 完全民営化と言ったところを指定管理制度による公設民営化ということでよろしいですか。
- 議長（足立 喜義君） はい。進めてください。
- 議員（４番 植田 均君） そうしますとそのように……（「おわびをしないんですか」と呼

ぶ者あり)申しわけありません。思い込みがありました。

まず、南部町防災計画の見直しの第一に、影響調査については気象庁のデータが今、蓄積されていて、改めてやる必要がないということで確認してよろしいでしょうか。

○議長(足立 喜義君) 総務課長、森岡重信君。

○総務課長(森岡 重信君) 総務課長でございます。そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長(足立 喜義君) 植田均君。

○議員(4番 植田 均君) そうしますと、その次の中国電力との安全協定につきましては、今30キロ圏内の、鳥取県の中で言えば米子と境港がいろいろニュースにもなってますけれども、安全協定の内容でいろいろ報告の義務だとか、そういう問題もまだ詰められてないんですけども、まずそこが第2段階として、30キロの圏外については鳥取県や西部地区の町村と一緒にその動向を見つつやっていく方向で、中国電力との協定を結ぶ方向で考えていくということで確認してよろしいですか。

○議長(足立 喜義君) 総務課長、森岡重信君。

○総務課長(森岡 重信君) 総務課長でございます。町長の答弁でもございましたように、今現在、30キロ圏内の、県で言いますと米子、それから境港ですね、のメンバーで協定に向けて協議中でございます。その協議の結果が、内容が詰められますと、また西部の町村会も34キロだ38キロだの世界でございますので、西部町村会として何らかの行動をとると、起こすというようなことでの話し合いがなされているものでございます。

○議長(足立 喜義君) 植田均君。

○議員(4番 植田 均君) そういう中で、やっぱり南部町は米子市に一番近い地政学的、立地条件といいますか、あんまりいい立地条件の意味ではないんですけども、その西部町村会の中ではとりわけリーダーシップをとっていただきたいというふうに私は考えるんですけども、町長の決意はいかがでしょうか。

○議長(足立 喜義君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。この件につきましては、つい先般開かれた西部町村会でも大きな話題となりまして、1町や2町で中国電力と交渉するよりも、やっぱりまとまってやった方がいいと、西部は一つだと。それから、境港や米子に通勤や通学している町民の方もたくさんあるわけですから、この一部の市と契約を結んで町村は知らん顔というようなことには、これはもう全く論外だという認識でお互いに一致をいたしておりまして、まとまって対応してい

きたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと、次に行きます。

新エネルギーといえますか、再生可能エネルギーの現状については話を聞きましたけども、24年度に向けて、きのうの秦議員でしたかね、話の中でマイクロ発電というような話が来年度に向けての一つの大きな目玉として考えておられるのかなというふうに思ったんですけども、その点は24年に向けた政策的な目玉はどういうところに置いておられますか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。24年度、ただいま予算編成中でございますが、従来、23年も行っておりました、今年度も行っております太陽光のパネルの助成、あるいは木質ストーブ、ボイラーなどの助成につきまして継続というようなことを検討してございます。件数なども町長の方で答弁をいたしました。非常に太陽光のパネルの大きな伸びというんでしょうか、補助を申請される方がふえておるといことでございます。マイクロ水力発電につきまして、平成24年度、実用化に向けて検討をしたいというふうに考えております。それは、大きなものではございません。農業用水などを利用いたしまして、小さな電力でございますけども、そういったものを利用して、検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

例えば、この活用につきましては、フットライトですか、小さな明かりなどになろうと思えますが、そういったものを研究してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私も通告の中では言うておりませんでしたけども、ああ、いや、違います、具体的なことを言うてませんでしたけども、NPO法人が小口の出資を出し合いながら、大きなパネルを共同でつくって、配当まで出してる例がありまして、NPO共同発電というようなものとか、それから縦軸風力発電といって、ぶんぶん回る大きい風車の分は、ちょっと目が回ったりそういう周辺に対する影響があったりするようなことも聞いておりますけども、縦軸風力発電というのがありまして、小型で、これっていうのはかなり有望かなと思ったりします。

それから、今の住宅リフォームと太陽光パネル、バリアフリーっていうようなことを組み合わせた補助のことを考えておられる自治体もあって、この辺は知恵の出どころだなということはありますので、これは提案だけですので検討していただきたいと思います。

それから、レッドゾーン、イエローゾーンです。私は前回の仲田議員とか3人された一般質問で、かなり指定はするけども施策がないということで、この問題はなかなか厳しいことで、町長、

先ほど優先順位を決めて要望しているという答弁だったと思いますが、もう少し一歩踏み込んだところで、どのような感触を得ておられますか、国や県。これは、国がやっていかなければ、なかなか解決がつかないような大きな課題かなと思いますけども、その点はどのように今後、進められるでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。イエローゾーン、またレッドゾーンの件でございます。ハード整備としては、砂防堰堤の整備ということになろうというように思います。私も県の責任者をさせていただいております、知事にも絶えず、この砂防堰堤の必要性については訴えておるわけでありまして。しかし、県下全体で20%そこそこの整備率ということで、なかなか整備が進んでいないということが一つあります。そこへ持ってきて、今、交付金化ということになってしまったわけです。いわゆる国は予算の大枠を確保するわけですが、交付金で県に、きのうの答弁でもありました5,000億からの金を渡しているわけです。その交付金の使途は、これは道路に使う、砂防に使う、これ知事が決めるわけでありまして。どこが必要なのかということについて、いろんな関係はありますけれども、砂防堰堤が大切な公共施設であるということについては、たびたび言っておりますけれども、今後も一層、力を入れて、交付金化の中で、今度は県の中での勝負になりますので、知事に砂防堰堤、砂防事業への配分、そしてその配分の中でまた南部町への獲得というようなことについて、引き続き努力をしてみたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 除雪の問題に移ります。ことしは、12班で体制の強化で除雪をしていくということですね。私が心配するのは、22台配備された地域振興区への歩道の除雪機、これで通学路の除雪が十分賄えるかということをお心配するんですけども、通学路の総延長というのがちょっと通告しとらんのでわかりませんか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。通学路の延長までは調べてございませんので済みません。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと通告しなかったもので、申しわけありません。22台ですけども、なかなか今、休みの日ならばいいんですけども、登校日に雪が降って、車道を歩かなければならないような状態っていうのは避けなければなりませんけども、今の除雪機の運用につ

いて、私どこかで連絡会みたいなのを持って、話し合っただけ活用がスムーズにされるようにしなければならぬ、その辺のリーダーシップを役場がとるべきでないかと思うんです。それで、もしそれで十分に機材が不足するような事態が予想されれば、何か機械持っておられる方の協力も得るっていうようなことも必要ではないかなと思うんですけど、その辺は検討はされておられませんか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。まず、原則、歩道の除雪につきましても、業者委託の方でやっていくという方針でございます。あくまでも小型除雪機につきましても、振興協議会の方にも配置をいたしますけれども、小学校とか中学校の方、言ってみれば今まで除雪してない、もちろん校庭の中とか、先生方がとめられる駐車場のところとか、そういうのにも活用していただこうかなと思っておりますし、小型の除雪機ですので、歩道かなというふうに思われたのかなとは思いますが、方針としてはもう少し大きい機械、小型除雪機を町の方で2台所有しておりますので、主にはそっちの方でやっていこうと、歩道につきましてもですね。あくまでも、やっぱり間に合わないときにお手伝いを願おうとかいうことでして、それから振興協議会で管理しておられます各施設がございます。そこに今、会合等のときに、出かけられる方の便宜を図るとか、それで余力があれば、もちろんそれは歩道の方を除雪していただければありがたいことですが、除雪計画の中ではあくまでも歩道は業者委託でやるという方針でございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなってまいりましたので、まとめるようにしてください。

植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 済みません。ちょっと除雪は去年、大変だったので、十分に手が足りないのかと思っておりましたら、かなり対応できてるようですので安心しました。

最後に、もう時間がありません。私、保育園の4月からの体制につきまして、町長は問題ないとおっしゃって、あつてはならないわけですがけれども、指定管理の園と町立保育園との、やっぱり待遇の差っていうのが私は同じ仕事、責任をする人たちに、町が指定管理をさせて、同じ仕事を違う待遇に遇するというのが、私は問題があるというふうに言わなければならないと思うんです。子供たちに本当に温かく接してもらって、教育委員会もよく言われるんですよ。子供たちが保育園の段階からいい育ちをしていくこと、そのことをどうやって町として保証していくのかっていうのが、私にはどうしても町立……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなりました。

○議員（4番 植田 均君） 町立町営保育園っていう方がベストだというふうに考えますので、そういう私たちの主張を言いまして終わります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で4番、植田均君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は11時15分であります。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、5番、景山浩君の質問を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長にお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

今回は、非常に厳しさを増している国民健康保険財政に対して、南部町独自で一体何が今、できるのかを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、このことは全国的に言えることですが、我が南部町の国民健康保険の財政状況も非常に悪化してきております。被保険者の急速な高齢化、少子化による支える側の人口の減少、医療技術の進歩による保険給付費の高額化、そして所得の減少による保険税の負担能力の低下など、国民健康保険は深刻な構造的問題を抱えております。基金の取り崩しも平成21年度に約3,000万円、平成22年度に3,100万円、本年度も6,000万円の取り崩しが予定されるなど、今年度末には基金残高が6,000万円余りと、平成20年度末の3分の1へと急激に減少し、このままでは基金が底をつくのも時間の問題となってきております。

1人当たりの医療費は、今後もふえ続けていくことがほぼ確実ですので、基金がなくなれば基金からの繰り入れなしの正味の税負担を求められるか、もしくは多額の一般会計からの法定外繰り入れが必要となりますが、今の一般会計にはそれを負担していくほどの余裕があるとも思われません。

多くの町民の健康な生活を支えている医療保険制度の将来の安定的で持続可能な運営が危ぶまれている状況となっております。

そこでお尋ねします。1、来年度以降の財政見通しをどのように予測しておられるのでしょうか

か。2、保険税率の見直しの必要性についてはどのようにお考えでしょうか。3、保険税の収納率向上についての具体的な対策は何かお考えでしょうか。4、医療費の適正化について、町としてどのような取り組みを行っていくお考えでしょうか。5、医療費抑制のための疾病予防等の健康維持増進対策についてはいかがでしょうか。以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えしてまいります。

来年度以降の国保財政の見通しをどのように予測しているかという御質問でございます。

平成21年度、平成22年度決算の状況から申しますと、歳出で一番影響のあります一般療養給付費は、平成21年度が6億7,636万7,000円、平成22年度は7億1,141万9,000円で、3,505万2,000円で5.2%の増、療養給付費や高額療養費、出産育児一時金を含んだ保険給付費総額では、平成21年度が8億4,407万8,000円、平成22年度が9億3,795万7,000円で9,387万9,000円、11.1%の増、全体で平成21年度が12億3,102万2,000円、平成22年度が13億2,873万8,000円で9,771万6,000円、7.9%の増となっております。

医療費の増加傾向は、近年続いております。このため、平成23年度も同様な伸びが見込まれるとの考えから、23年度の当初予算においては、基金から6,000万円の取り崩しを行う予定としながらも、平均8.15%増の保険料負担をお願いしてきているところでございます。

現在、年度の半ばを過ぎたところでありますが、今までのところ、昨年度に比して、一般療養費、高額療養費についてやや減少傾向にあり、対前年度約4%の減、療養給付費や高額療養費、出産育児一時金を含んだ保険給付費は、対前年度約6%の減、歳出総額においては約3%の減と見込んでおります。これは、高額医療に伴う支出の減少が大きかった反面、高額医療に伴う共同事業拠出金については大きく増加しているためであります。

歳入については、平成21年度が12億3,918万9,000円、平成22年度が13億3,371万9,000円で9,453万円、7.6%の増でありましたが、平成23年度については4,288万4,000円、3%の減と見込んでおります。

このことから、また国全体の動向や過去の町の動向から見ても、医療費は今後、少なからず伸びていくと思われまして、来年度においても厳しい財政状況にあると認識しております。

基金についても、このたびの補正予算で当面不足すると思われる3,600万円を取り崩すようにしていますが、基金残高も当初の見込みでは6,000万円を取り崩し、残りが6,200万円余となることから、将来的に保険税の見直しも視野に入れていかなければならないのではな

いかと考えております。

税率見直しの必要性でございますが、国民健康保険は国民皆保険の制度のもと、根底を支える医療保険制度として存在しております。病気のときに安心して医療が受けられるよう、被保険者が支え合っているものでございます。このようなことから、国民健康保険税は目的税であり、加入者の医療費が増加すれば、それに見合った収入を確保しなければならないという財政運営上の仕組みがございます。

現在、経済が低迷する中、国保加入者の所得は減少し、また国保は他の保険に加入できない方を対象に構成されていることから、多くの保険税が見込めないという構造的な面を持っております。御承知のように国保財政は国、県からの負担部分、他の保険からの負担部分、被保険者の保険税で賄われており、医療費が伸びれば被保険者の負担の増加につながります。このため、町では基金からの補てんを行いながら、最小限の保険料の増加におさまるように取り扱ってきたところですが、近年の医療費の伸びは予想以上であり、基金の取り崩しも限界にきている状況でございます。

このようなことから、医療費の抑制を図ることが保険料の増加に歯どめをかける上で、特に重要となってきます。町でも検診受診率のアップ、がんで死なないまちづくりを目指して、諸施策に取り組むこととしております。制度面では、広域での一本化による基盤安定も検討されているところでございますけれども、すぐになるものではございませんので、やはり自己の健康管理をしっかりしていただき、早期発見、早期治療に心がけていただき、医療費の抑制に御協力いただきたいと考えております。今後、このような状況が続きますと、基金の保有状況も少なくなっていることから、さらなる保険料の増加をお願いせざるを得ない状況にございます。

ここで、議場を通じて、ぜひ町民の皆さんにお願いしたいことがございます。

1 番目といたしまして、疾病予防、重症化を防ぐために、かかりつけ医を持っていただきたいということでございます。

2 点目に重複診療を避けて、薬のもらい過ぎに注意していただきたいと思っております。

3 点目で、失業などで国保税の納付が困難になったときは、早目に分納などの相談をしていただきたいと、これは税務課の方で取り扱っておりますので、お願いします。

それから、他の保険に加入したときは、速やかに届け出をしていただきたいということでございます。

最後になりますけれども、受診のときに、または調剤薬局でジェネリックの医薬品の使用を申し出て、積極的に使用していただきたいと思っております。ジェネリック医薬品は、効能は同じでござ

います。既に開発特許の終わったものが安く提供されております。ジェネリック医薬品を使用しても、何らその効果に違いはございません。そういうことを通じて医療費の抑制を図っていきたく思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

次に、収納率向上についてでございます。

徴収率につきましては、平成20年度、現年度分が91.6、過年度分20.4、平成21年度、現年度分92.6、過年度分20.9、平成22年度、現年度分92.3、過年度分23.6%であります。徴収率は、微増、微減の状況でございます。ほぼ横ばいといった状況でございます。

徴収率向上の取り組みについての具体的な対策は、納付環境の整備と徴収対策室の設置による徴収体制の整備を行っております。納付環境の整備につきましては、今年度からコンビニによる納付が可能となりまして、24時間、納期限内に納付することができるようにしております。徴収体制の整備は、職員3名の専任職員を配置して徴収業務を行っております。

納付のお願いの取り組みにつきましては、納付期限内に納付がない場合に、20日以内に督促状の送付を行い、納付のお願いをしております。年に2回、催告書を送付して、納付のお願いをするということでございます。税務課の職員による毎月電話、または戸別訪問により納付のお願いもしております。

そういうことで面談ができない場合には、出頭命令書を送付して、面談による納付のお願いをしております。納付方法について、一括納付、または分割納付を選択いただき、分割の場合は、分割誓約書の締結を行って納付のお願いをしているわけです。再三再四の納付のお願いや、出頭通知にも応じていただけない場合には、残念ですけれども差し押さえ予告書を送付いたしまして、預金や給与など財産調査を行い、差し押さえを行っております。

分納誓約者は、数年度の滞納がある場合が多いわけでございます。支払いを過年度から納付することとしているために、現年度分の納付まで回らない状況が発生します。したがって、現年度分の徴収率がなかなか上がらないという状況がございます。今後についても、このような努力をして、徴収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

医療費の適正化についてでございます。

医療費の適正化については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県において定めることとされておりまして、鳥取県においても平成20年3月に、平成25年3月までの計画が定められております。これは、急速な少子高齢化、経済の低成長、町民生活や意識の変化など、医療を取り巻くさまざまな環境が変化している中、国民皆保険を堅持し続けていくために、県民の生

活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後の医療に要する費用が過度に増大しないようにする取り組みを進めるために策定されたものでございます。この計画においては、医療費などの現状を分析し、鳥取県の特徴を明らかにした上で、生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮に関する目標を掲げ、施策を実施し、医療費の適正化を図っていくこととしております。

施策の柱として、一つ、生涯にわたる健康の保持、二つ、適切な医療の効率的な提供が必要であるとし、一人一人の努力と実践のもと、病気の症状を抑えるのではなくて、生活習慣の改善のために健康づくりに取り組もうとする個人を、地域社会や職域など、社会全体で支援していく体制づくりの構築が必要であるとしております。（サイレン吹鳴）

実現のためには高齢者のみならず、若年層から生活習慣を改善し、よりよい生活習慣を日常化していく生活習慣病予防の取り組みが必要となってまいります。40歳前後から発症している生活習慣病の早期予防、メタボリックシンドローム予備軍を該当者へ移行させないため、また予備軍の新規該当者をふやさないために、特定健康診査や特定保健指導の実施、食生活、栄養に関する指導などが必要となってまいります。

また、地域において切れ目のない医療サービスや介護サービスの提供により、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確立が必要となってきます。このようなことから、本町におきましても、特定健診や特定保健指導の実施、食生活、栄養に関する指導などに取り組んでいるところでありまして、より一層の推進を図りたいと考えています。

医療の適正な受診の面では、国保連合会に委託して行っている月々のレセプト点検のほか、町においても複数医療機関の受診や複数月にわたる受診の観点からのレセプト縦覧点検を実施し、適正な診療報酬の確認に努めています。このほか、鳥取県国民健康保険団体連合会が保有している重複・多受診者リストを活用した、保健師などによる訪問指導の実施により、適正受診に向けた取り組みを行ってまいります。

また、レセプトから医療費分析を行い、結果をもとに今後の保健指導への取り組みに生かしていく必要があります。

医薬品につきましては、後発医薬品、ジェネリックについて先発医薬品との同等性など、品質に関する情報の提供を行うことにより、普及啓発の推進と積極的な利用促進を図り、医薬品に係る医療費抑制に努めてまいります。

いずれにいたしましても、医療費の抑制には病気にならないこと、罹患した場合でも早期発見、早期治療をすることが重要であり、これのためには検診を受けていただくことがとても大切です。町としましても、受診率50%を当面、目指して、休日検診の実施など、取り組みを進

めているところでありますので、町民の皆様も積極的に受診をしていただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

最後に、疾病予防などの健康維持増進対策についてということでございます。

まず、自分の健康状態を知っていただくということが重要だと考えておりまして、受けやすい健診をということで、他町では実施のない集団健診と医療機関健診のいずれかを選んで受診していただくことができますし、西伯病院では休日に健診を実施していただいているところでございます。

また、健診を受けっ放しでは意味がありません。健康と判定された方にも結果説明会で検査項目の見方について説明をしたり、保健師が個別に健康相談をしております。結果説明会に来られなかった方や、医療機関で健診された方については、地区担当の保健師が1人ずつ検査結果を見て、コメントを記入したり、訪問を行ったりして対応しております。

健康教育としては、メタボリックシンドロームや糖尿病について、医師による講演会と運動指導、食事講習などを実施しております。これは、健診結果で指導の該当になった方には、個別通知をしますが、既に治療を受けておられる方やその家族も対象としております。特に、生活の質を落とし、医療費の高騰を招く糖尿病については、23年度から健診の検査項目を追加し、糖尿病の指標であるHbA1cですか、5.3以上の方には、糖尿病負荷検査を受けていただき、糖尿病になる危険がある方を早く見つけて予防しております。具体的には、この検査を受けられた方の中から肥満や糖尿病の予備軍と判定された方、生活習慣を改善することでホルモンの働きがよくなると考えられる方を対象に、保健師や栄養士が3カ月の期間中に、指導と検査を繰り返して、生活習慣を見直し、改善目標を立てて指導する教室を実施しております。以上でございます。

先ほど、HbA1cとか言いましたが、これはヘモグロビンA1cだそうです。ヘモグロビンA1cという5.3以上の方に負荷検査を受けていただくということでございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

答弁の最初の部分でも、今後の財政の見通しについて、かなり厳しい状況を予想していらっしゃるということで、これは健康保険だけではありません、介護についてもですが、大体10%ずつぐらいアップをしていくと、平成25年に国全体で約倍ぐらいのお金が必要になってくるといったような見通しも示されております。今後、当町においても同様に、非常に厳しい状態が予想されるわけですが、あと予定どおり今年度、6,000万の基金の取り崩しがあった場合、残

額が6,200万余りということになります。ことしと同じほどの、現在は少し医療費の抑制ができてると、給付費の抑制ができてるということですが、この後も状況というのはさらに厳しくなっていくと思います。基金が底をついた状態で、どのようにしてこの給付体制を保っていくかということが一番関心があるところなわけです。

今回の税率改正のときの説明の中で、6,000万円の基金を投入すると、1人当たり大体2万円分の保険税の抑制といいますか、抑え込みの効果があるというふうな説明も受けております。実際に基金がなくなった後は、正味、保険税をそれだけ掛けていくのか、それとも法定外繰り入れの方を考えていくのか、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。想定問答というようなことは、なかなか私も乗りにくいわけでございますけれども、一般的にお金がなくなれば、目的税でございますから、税率改定をして対応するというのが原則であります。ことしの場合は、余りにも税率を上げなければいけない状況がありまして、これを保険者に全部お願いするということは、このような経済情勢の中から町長としては考えなければいけないと思ひまして、痛み分けというような形で、基金が1億2,000万ほどございましたので、この半分を取り崩し、充当して、被保険者の方の税率アップも抑えて、痛み分けのような形でことしの予算は組ませていただいたわけです。来年度もきっとそういう状況になれば、ことしそういう対応をしましたので、そういうことはしていかなければいけないだろうというように思っているわけです。

いよいよになったらどうするのかということですが、一般的にはさっきも言いますように税率を上げる。それから、基金はもうありませんので、私は繰り上げ充用という、翌年度の財源を食っていくというようなことになるだろうと思います。一般会計からの繰り入れということ、法定外繰り入れ、先ほどおっしゃいましたけれども、これは最後の最後の手段だろうというように思います。法定外繰り入れは、一般に税金の納税者の立場から言いますと、特別会計で賄っている部分にまで、税金を投入することについては、なかなか割り切れない、受け入れていただけないのではないかと、このように思うわけです。したがって、翌年度の税収をもって当年度の歳出に充てる繰り上げ充用というようなこと、あるいは可能かどうかわかりませんが、一時的に国保会計が借入れを起こして、医療費の支払いをするというような、いろんなことは考えられると思いますけれども、これは一般論でありまして、今の段階は、とにかく健診率を上げて、受診率を上げて、早期発見、早期治療に努めていただいて、そういう事態にならないように努力をするというのが今の町政に大きな課題だろうというように思っているわ

それから、もう一つは、非常に薬剤が多種多様、いわゆるジェネリックをいろいろなメーカーが出しております、それが一般的な薬ですね、通用してる薬を先生が処方したときに自動的にジェネリックに指導が変わるような、まず誤薬をなくさなくちゃいけませんし、間違った処方が出ては大変でございますので、そういうような単位の取り組みというのが現実でございます。そういうことをしながら、少し長期的な展望になりますけれども、当院でもやはりジェネリックの使用量を上げるという取り組みにいかなくてはならないというぐあいなことを話し合ってるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 病院の方も非常に努力をされて、収益の改善を図られたわけなんです、今後こういう在院日数の短縮化とか、ジェネリックの使用率の向上とか、こういういわば医療費削減努力というものを、一般の民間病院ではなくて、自治体の病院として、どういうスタンスで取り組んでいくべきか、そして経営的にどういった影響が出るかもしれないなということをお考えののでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。まず、自治体病院といいますが、西伯病院でございますけれども、安定経営に必要なのは、まず入院患者の確保でございます。今、新院長を迎えまして、いろんな加算を取るべく努力をしております。最近取りましたのは、救急加算とかそういうのも取って、こつこつ積み上げるスタンスでやっておりますけれども、これでは追いつかないわけでございます。

先ほどジェネリックでおっしゃいましたように、例えば去年でございましたか、県立中央病院ではジェネリックで変えることによって5,000万程度、差が出たということも聞いております。ただ、西伯病院におきましては、薬の量というのか種類といいますか、そう県中とか大学病院に比べると非常に規模も小さいということもございまして、さほど効果が出ないのが現実の問題でございます。そういうことがございまして、いろいろ努力はいたしますけれども、やっぱり入院患者さんの確保でございます。

それで、健診をすれば重篤な患者さんがおいでいただかないようになって、町としては非常にいいし、そういう環境を私自身も望んでおりますけれども、逆に、また病院の経営は厳しくなるということでございます。

きちっとデータをうちの病院としてとらえておりませんが、例えば肺炎球菌ワクチンを高齢者にすると、現にことしなども肺炎関係の入院患者がぐっと減っておると、そういうこともご

ざいまして、病院経営も非常に難しいなと思ってるわけでございます。

例えば、今年度で申しますと、今、例年より入院患者さんが20名程度、もうちょっと多いときもございますけども、1日西伯病院の入院は平均しますと2万円程度でございます。そうしますと、1日20人、少なければ40万でございます。一月にすれば1,200万、年間にすれば1億4,400万程度になりますか。やっぱりあつという間に、非常に厳しい経営になるわけでございます。そういうことがございまして、努力はいたしておりますけども、そういうことになれば規模の見直しとか、もろもろをやっぱり根本的に病院のあり方を検討しなきゃいかんと、そういうことをしないと持続可能なということは非常に難しいというふうなことを考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 国保の財政から病院の経営の方にちょっと話がずれたかもしれませんが、西伯病院も非常にこの問題と、病院の経営の板挟みになられる立場だというふうに思いますので、自治体病院であるっていうことは、何も病院でもうけるためにあるというわけではなくて、住民の安心だとか健康保持、そういうものが目的でありますので、そこら辺の割り切り方といいますか、少々医療費の抑制が進んで、病院の財政的に苦しくなっても支えていくんだというところについては、どのようにお考えか、町長にもう一遍伺ってみたいと思います。（発言する者あり）

国保の財源の財政の方を健全化するために、例えば在院日数を減らすだとか、ジェネリックの使用頻度を上げるとかということが今、管理者から御答弁がありましたように、病院にとっては痛しかゆしの面があると。収益的にそれを進めていくことによって、経営を圧迫していく面も否めないということでございましたが、このことについてでございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。大変失礼しました。私は、国保財政と病院の経営とてんびんにかけて施策を遂行しているわけではございません。国保は国保、それから病院は病院ということであります。病院は御案内のように、これは国保に限らずさまざまなお方の健康、医療提供を通じて、地域社会に大きな貢献をしているわけでありまして、国保がすべてであるわけではないわけでありまして。国保でとにかく財政がきちんと見通しが立って、そして直診病院として、病気になったときには保険があってサービスがないというようなことでは、これはどうしようもありません。そういう意味で、南部町は非常に恵まれた医療環境にある、保険もある、医療もあるということでございますから、そういう面で私は両者が相まっていけばいいのではないかと

と。病院の経営は病院の経営でちゃんと分けて、管理者も置いて責任ある経営を行っていただいておりますので、私の頭の中にはなかなかジェネリックだとか平均在院日数だとか、それを下げて直接国保の財政の助けになるようなこととはありません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 済みません。純粹に国保の方に戻ります。御答弁を伺っていて、将来的にははっきりしたことが言えないということが正直なところだというふうに思いますが、とはいうものの、これだけ基金もだんだんだんだん減少してきてる状況ですが、南部町が保険者として、単独の町での国保というのが、税率もわずかとはいえ、今年度改正にもなっております。将来にわたって安定的に運営していくことが可能なのか、そして私たちの代じゃなくて次の代は、国保税もべらぼうにたくさん払わんといけんし、医療の給付もなかなか昔のようには受けることができないといったような状況にならないように、世代間で公平な運営が続けていくことができるのかどうかということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。最初の答弁でも申し上げましたけれども、国保は最後の国民皆保険制度を維持していく中で、最後のよりどころとなっているわけです。高齢になって職を失われた方や、1次産業、農林業の方などが主たる加入者でございます。近年は、高齢化が進んで、高齢者の方が非常にたくさん加入しておられると。総じて所得の少ない方を対象としている保険なんです。したがって、必然的に、これは構造的な問題を抱えているわけですから、これは高齢社会がどんどん進んで、今よりもっと高齢化が進みますと、所得のない人がずんずん国保に御加入になるというようなことから、国保の未来というのはなかなか見えてきません。これは、構造的な問題なんです。これは、南部町だけではなくて、全国の国保の保険者が悩んでおります。そこで、我々は全国統一の一本化した保険制度を求めています。

ことし、ちょっと医療費が減っておるということですが、例えば特別に医療費のかかるような方が何人か出られますと、一挙に医療費は上がります。そうでない場合には、また下がってくるというようなことから、結局、小さな保険で運営しますと、どさくさするわけですね。これをもうちょっと範囲を広げて、保険運営をすれば、大数の法則というのがございまして、危険率が分散されて、そんなに上がったたり下がったりはしない。安定的に推移をしていくと。将来予測も立てやすくなるというようなことから、現在、国では県にせめて、県単位の保険に一本化できないのかということで、いろんなことを進めているわけです。高額の関係も、80万円以上と30万円以上というようなことでやっておりますけれども、これを1円以上という、はっきり言

いますと、全部の保険者をすべて調整せえと、1円からですね。1円からということは、全額調整交付金の対象にして、県が調整能力を発揮しなさいというようなことを今、国は提案しております。そうしますと、県を保険者とするという、そういうことにつながっていくわけですから、知事会は反対をするというようなことがあっておりまして、非常に国保は受難な制度ということで扱われているわけです。

しかし、私はどうしてもやっぱり、先ほどおっしゃったような医療保険制度を持続的に次の世代へ渡していくためには、そういうことは避けて通れんと、これを阻んでおりますのが、国が出すもん出さんというところに一番原因があるわけです。本当です。国がやっぱりしっかり支援をしますということを県に言えば、知事さん方も県民のことですから、決してそんなに反対なさるはずはないと思いますが、出すものを出さずに、県にだけ責任を負わせようとするような今、動きになっております。国も金がないわけですから、そういう動きにならざるを得ないかもわかりませんが、そういう動きになっております。

そうしますと、やっぱり大切なことだけど、ないそでは振れんというようなことから、県ももろ手を挙げて受け入れてやりましょうということになっていないように聞いているわけです。

国保の構造的な問題と言いましたけれども、国保とか市町村共済、国家公務員共済とか協会けんぽだとか、組合健保だとか、もう乱立しておりますね、日本の保険制度が。ここに一番大きな私は原因があると、やっぱり国保も含めて、国民皆保険を維持してつくっていく、そういう構造的な改革を望んでいるということを申し上げて、答弁したいと思います。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ことし、私2回ほど滋賀の議員の研修所の方に行かせていただいて、社会保障の関係の勉強をさせていただいたわけですが、各市町村のデータを一覧にしたものが必ず、必ずと申しますか、前回は前回も出てまいりました。高齢化率にも非常に大きなばらつきがありますし、人口がまだふえているようなところも、数は少ないですけどもあります。そういったところと、国保のかかっている、国保税の税額とかそういうものにも相当大きな隔たりがあったり、例えば3割は掛けないとかというような、そういったところもありまして、とっても不公平だなという気がしました。どちらにしても、こういった高齢化がどんどん進んでいって、25年には南部町、36%ぐらいになるっていうふうなたしか予想だったと思いますが、そして若年層、支えていく側が減っていく状況では、単独でこれを維持していくのは非常に難しい。ですから、もっと大きな単位で、地域間に不公平があったり格差があったりしないような制度に変えてもらうように、田舎の方から議会もどんどんそういった声を出していくべきだろうなとい

うふうに思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は、午後1時であります。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

質問の前に、昨日、雑賀議員の資料要求がありましたものにつきまして、昼の12時半ごろから議会運営委員会を開いていただきまして、資料を出していただくようということで承っておりますので、福祉課長さん、健福の課長、きのう読まれました資料を出していただきますように。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 読んだ資料を、はい。

○議長（足立 喜義君） 内容につきましては、受診率の基礎数字出し方計算方法計算式ということでのようでございますので、よろしく願いをいたしておきます。

それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

続いて、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾共三です。

これから3点につき質問いたします。

1点目は、介護保険についてお聞きします。ことし6月国会で、介護保険法改定が成立したことを受け、来年度から介護保険の制度改編が始動いたします。また、来年度は介護報酬と診療報酬が同時改定される年度であります。

介護サービスの提供のあり方が、医療とも連動しながら変わる予定であります。さらに、野田政権は、社会保障と税の一体改革の一環として、来年の通常国会に、介護保険のさらなる改定法案を提出しようとしております。

このように制度が大きく動く中、介護保険の保険者である広域連合では、2012年から2014年の3カ年にわたる第5次介護保険事業計画の策定が進められております。私は、ことし6月に改定された内容に基づく第5期事業計画が、南部町での介護の実態がどのように変わるのかをお聞きし、介護の充実を求めて質問いたします。

まず初めに、介護保険制度の発足から11年がたちました。この間、介護サービスの総量はふえましたが、自公政権の社会保障費削減路線のもと、負担増やサービス切り捨て、介護報酬削減などの改悪が繰り返されてきた結果、制度の矛盾がさまざまな形で出ております。介護費用の1割という高過ぎる利用料負担のために、本町においても支給限度額の55.5%しかサービスが使われていないなど、低所得者が必要なサービスを受けられない事態は深刻であります。

要介護認定で軽度と判定された人が、訪問介護やデイサービスを制限され、福祉用具のレンタルも受けられなくなるなど、介護取り上げも重大な問題であります。特養老人ホームに入れない待機者の解消は、依然として解決しておらず、政府の病床削減方針によって、療養病床をほうり出された人が行き場を失うなどもふえております。たび重なる介護報酬引き下げのために、介護現場の労働条件は悪く、深刻な人手不足や事業所の経営難など、サービス提供体制の崩壊も見られております。これらの給付抑制にもかかわらず、介護保険料は上がり続け、年金から天引きされる第1号保険者の保険料は、発足当時の月3,176円から現在の4,442円となり、高齢者の負担増は大きな問題を含んでおります。

こうした時代の大本には、国庫負担が2割しかないという制度の根本矛盾があります。2000年度、介護保険が始まったとき、それまでの介護費用の50%だった国庫負担割合は、25%とされ、その後に23%程度に下げられました。公費負担が制限されるもとでは、給付費増は保険料引き上げに直結することになります。高齢者には、保険料値上げを我慢するのか、あるいは介護サービスを受けることを我慢するのか、こういう選択に常に迫られ、制度改悪のたびに負担増とサービス切り捨ては繰り返されることになります。

しかし、自公政権の社会保障費削減路線は、2007年、2009年、国民の猛反撃を受けました。構造改革を生み出した貧困と格差への怒りが広がり、医療、介護、年金の連続改悪と、その根底にある社会保障費の予算の年間2,200億円削減路線に国民的な批判が広がり、生活破壊に怒る世論に包囲された自民、公明は、2007年の参院選で大敗し、みずからが強行した改悪の手直し策を連打せざるを得なくなりました。介護の分野でも保険料を抑制しつつ介護労働者の待遇を改善するなど、国の予算が投入されました。当時の日本経団連も削減路線の行き過ぎを認め、重度介護者に財源を重点的に振り向け、一方では軽度要支援者に給付削減や負担増を要求し、一律カットにかわり選択と集中の名で支援の改善と切り捨てをセットにすることで給付費全体は抑制を続けるという方針です。

厚労省は、今後の介護制度のあり方の研究を三菱UFJコンサルティング株式会社に委託しました。同社が組織した地域包括ケア研究会、この報告は今後高齢者によって介護サービスの需要

増加が見込まれる一方、サービスを提供する人材財源には限りがあると想定し、給付の優先順位を明確にして選択と集中を進めていくことが求められている。そのため、すべてのサービスを介護保険という共助から給付するのは適切ではない。今後は自助、互助と役割分担をすることが必要だと主張し、介護保険を高齢者自身のセルフケアや地域のボランティア、NPOによる活動と有機的に連動させ、地域単位の包括的なケア体制を確立することを提唱したのです。さらに、軽度者へのサービス量は自治会やNPOなど多様な主体により提供されるようにする、特養老人ホームなど高コスト施設の整備は抑制する、重度者については24時間365日の巡回型訪問サービスの実現、医師、介護職員は急性期医療機関に重点的に配置し、要介護者への医療的ケアやリハビリは介護職員に担わせる、従来は保険料設定が中心だった広域連合の介護保険事業計画を地域包括ケアのシステム整備計画へ転換し、市町村主体で給付適正化を推進するなど、制度改編案を具体策として打ち出しました。

構想の全体に貫かれているのは、介護サービスの対象選択と低コスト化です。要支援1、2の人に給付される介護保険サービスを介護予防、日常生活支援総合事業、この後は申し述べるのは簡単に総合事業と言いかえます、事業に置きかえていく制度改編が決められたことです。そのため介護保険本体とは別枠の地域支援事業の一環とされ、その費用には介護給付費の3%以内という上限がつけられます。

南部町では予防給付者の数と給付費総額の何%か、お聞きします。

介護保険の指定サービスではないため、人員、設備、運営など厳格な基準もなく、安上がりの不十分なサービスになることが予想されます。各人のサービスを総合事業に置きかえるかどうかの決定は市町村の裁量で、本人に決定権はありません。現在、要支援1、2の人は予防給付としてヘルパーによる家事援助や介護事業者のサービスなども利用できますが、総合事業が導入されると市町村の判断で業者の宅配弁当、あるいは民生委員の見守り、公民館でのケアなど、低コストサービスに切りかえることとなります。私は市町村の裁量で決められる総合事業はすべきでないと思うのですが、町長は検討すると言われるが、この後の考え方をお聞きします。

2つには、地域包括センターの状況と今後のあり方をお聞きします。

3つ目に、定期巡回サービスの導入です。訪問看護と訪問介護が連携しながら在宅の高齢者に短時間の巡回と随時の対応を行う、定期巡回・随時対応型訪問介護看護という新サービスが導入されました。従来の訪問介護の大半が1回30分以上なのに対し、このサービスでは1回5分から15分で1日に複数回訪問し、夜間は利用者からの電話、さらにコールに応じて随時対応するとしています。これは24時間365日対応の巡回サービスの具体化であります。新サービスの

運営基準や報酬はこれから決まりますが、その体制やサービスの内容をめぐって現場からは不安が持たれております。

また、今回の法改正でこのサービスを含む地域密着サービスについては従来の自由参入ではなく、市町村の公募、選考による指定が可能となりました。特定の事業者地域包括ケアを任せることによってコスト削減や利用者確保を図る措置とされていますが、1社独占となった事業者が人件費削減のために訪問回数を減らすなど、利用者に被害を与えないのか懸念されております。さらにこのサービスを利用した場合、既存の訪問介護や訪問看護があわせて受けられるのかどうかも危惧されております。食事や入浴の介助などは手間も時間もかかり、短時間では提供できません。週に数回、一定時間のヘルパー訪問のおかげで何とか在宅生活が成り立っている利用者、家族も多くいます。定期巡回・随時対応型の使用を理由に既存サービスが制限されれば、これらの人たちの生活は大きな困難に直面しますが、対応についてのお考えをお聞きします。

4つ目には、介護保険料について。厚労省は現在全国平均で月4,160円となっている65歳以上の第1号被保険者が、第5期には月平均5,000円を超えると試算しております。介護給付費の増加分を高齢者の保険料負担に転嫁するのはもはや限界を超えております。今回の法改正で取り崩しが可能となった財政安定化基金、広域連合がため込んでいる介護給付費準備基金などを取り崩し、保険料引き下げに充てること、これらはいずれも第1号保険料の取り過ぎであり、高齢者に返却するのは当然ではありませんか。町の一般会計の繰り入れによる保険料の軽減もあわせてすべきであります。

国は保険料の全額免除、収入に着目した一律減免、一般財源の繰り入れは適当でないという3基準を協調しております。しかし、介護保険は自治事務であり、国の指導は助言にすぎません。国がすべきことは介護保険への国の負担を増加すること、これが先決であり、そのことを主張しておきます。

大きな2つ目に、国保税の引き下げを求めてお聞きします。税は所得額によって金額を決定するのが原則であります。しかし、国保税条例の改正に伴い、均等割、平等割の金額が増加になりました。このため国保世帯の多くは前年より所得が減ったのに税額はふえた、この声を聞きます。健康保険はだれであろうと命綱であります。苦しい生活の中でも家計を切り詰めて払っておられます。負担軽減の立場から国保税の引き下げを求めて聞きます。

1つは、21年、22年国保世帯の所得額と国保税額は幾らでしょうか。

2つ目に、21年、22年の国保会計からすこやかに運営費と人件費の額として払われているのは幾らでしょうか。

3つ目に、すこやかな運営費と保健師の人件費の支出をやめることを求めます。

4つ目に、被保険者1人当たりの22年度と同額の負担にするためには、必要額は幾らでしょうか。

大きな3つ目に、介護施設ゆうらくの伯耆の国への譲渡する考えに反対してお聞きします。

9月の議会の一般質問で将来は介護施設ゆうらくの土地、建物を社会福祉法人伯耆の国へ譲渡する考えを明らかにされました。町が建設した福祉施設は町の大切な財産であり、今後も施設を町が保有し、手放す必要はありません。また、町民もどうして、このような疑問を聞きます。そのことからお聞きします。

9月議会で、譲渡の理由の一つは、伯耆の国が建設するグループホームと土地の所有が異なる点を解消したい旨。しかし、異なる部分は建設をする土地のみであって、用地のすべてを売却する必要はないではありませんか。

理由の2つは、今後、建物のメンテナンス経費がかかるので売却する。公共の施設には経費がかかるのは当然であります。病院や保育園、学校も同じことであり、いずれも道理のある理由にはなりません。

お聞きします。1つは、今議会の補正予算にふるさと財団での町が銀行から資金を借入れ、伯耆の国に貸し付ける。伯耆の国のメリットは金利なしで借入れ可能、町は金利部分を負担する。事業費の中に既存用地も含んだ用地取得費1億7,570万円が計上されております。つまり、利子を町が負担してまで伯耆の国に買ってもらうことをしないで町が直接建設をすること、このことの方が効率のよいやり方であり、方針転換を求めます。

2つ目に、町民と利用者、そして働く人にどのようなメリットがあってそのようなことをされるのかもあわせてお聞きしますので、答弁よろしくお願ひします。

以上、ここからの質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。最初に介護保険の第5期計画を問うということでございます。この介護保険につきましては、南部箕蚊屋広域連合で実施をいたしておきまして、この一般質問の中でお答えする部分については一般論としてのお答えをさせていただきます。こういうルールをぜひ議会の方でもつくっていただいで、重複しないようによろしくお願ひしたいと思ひます。私の方も正直言ってちょっと困っております。亀尾議員はもちろん南部箕蚊屋広域連合の議会議員さんでもありますし、一番よく知っておられるはずでございます。どこまでどう言っているのかちょっと私も悩んでいるわけですので、満足いく答弁

にならんかもわかりませんが、一般論としての話をさせていただきますので、御了解ください。

まず、予防給付者の数と給付費総額は総予算の何%かということでございます。これは南部町の場合でございますのでお答えします。平成22年のデータで予防給付者の数は144人でございます。給付額は5,176万1,949円で、給付総額に対して4.9%でございます。

それから、地域包括支援センターの現状でございます。健康管理センターすこやかに設置をいたしております保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携して、それぞれの専門性を生かしながらチームで業務を実施しております。

現在業務の内容を御紹介いたします。予防給付、介護予防事業のケアマネジメント業務を行っております。それから総合相談支援業務を行っております。それから権利擁護業務を行っております。それから包括的、継続的なケアマネジメント支援業務を行っております。最後に、指定介護予防支援業務を行っております。

それから次に、さきの介護保険法改正で定期巡回・随時対応型訪問介護看護の対応を問うということでございますけれども、この対応については今、南部箕蚊屋広域連合で検討中でございます。具体的なことを今ここで申し上げる段階にはございません。ただ、このサービスは在宅の要介護者を支えていく重要なサービスの一つであると、このように考えております。

それから、保険料の引き下げを求めるという質問でございますけれども、これは国の方でも保険料の上昇を見据えた抑制対策がとられております。県に積み立てている財政安定化基金の取り崩しで保険料の上昇抑制に充てるように制度改正がなされておりますし、連合で積み立てている準備基金を取り崩して保険料の上昇抑制に充てるように広域連合の方で計画が進められております。町としてはもちろん保険料の上昇抑制を願っておりますので、そういう立場で連合に参画をしてみたいと思っております。

次に、国保税の引き下げを求めるということでございます。南部町の国民健康保険事業会計は医療費の伸びにより、毎年今まで先人がためてきました基金を取り崩して補てんするという厳しい運営を行っております。平成22年度の保険給付費の総額は9億3,800万円で、前年度比較で11.1%の大幅な伸びとなりました。平成23年度の保険給付費が引き続き前年度と同じ傾向で伸びるものと想定して国民健康保険税の算定をしましたが、余りにも大幅な値上げとなることから急激な国民健康保険税の値上げを避けまして、基金の繰り入れによる軽減措置を行ったものでございます。

基金の状況でございますが、平成21年度に3,000万円を取り崩し、22年度に3,100万円、23年度に6,000万円の取り崩しを予定しているところでございまして、基金の残

高は六千数百万円と残りわずかとなってきております。

国民健康保険税の算定には応能割と応益割がございまして、応能割は所得割と資産割、応益割は人数割と世帯割があり、割合は所得割が40%、資産割が10%、50になるわけですね。それから人数割が35%、世帯割が15%、50になるわけですが、そういうぐあいになるように計算をしております。50、50で計算をしておるということでございます。したがって所得割のみを改正するようなことはなく、所得割や資産割、人数割、世帯割のすべての改正に及ぶこととなります。

国民健康保険事業は被保険者から御負担いただく保険税のほか、国や県などからの収入で賄わなければなりません。保険給付費が伸びれば国民健康保険税などの収入で支出をしなければならぬわけでありまして、所得が余り伸びない中でも保険給付費が伸びれば、それなりに御負担をしていただかなければこの事業が成り立ちませんので、御理解をお願いします。

御質問の所得額でございますが、国民健康保険の被保険者の課税総所得金額を申し上げます。22年度が16億9,108万2,000円、23年度が17億370万3,000円でございます。1人当たり所得額が、22年度が55万1,000円、23年度が56万円と少し増加しております。

次に保険税額でございますが、国民健康保険税の調定総額、申し上げます。平成22年度、2億1,416万8,000円、23年度が2億4,324万3,000円でございます。1人当たりの調定額を申し上げます。22年度が6万9,875円、23年度が7万9,961円、1万86円の増加でございます。

次に、引き下げについて、すこやか運営費と保健師の人件費の支出をやめたらということでございます。現在、健康管理センターの管理費と保健師1名分の人件費については国保会計より支出をしております。金額について申し上げますと、22年度決算において健康管理センター管理費は542万6,000円、人件費については792万2,000円で、合計1,334万8,000円です。議員の御質問は、この部分について一般会計で支弁すべきであるということだと思っております。

国民健康保険管理センターすこやかは、地域の保険医療を推進するため、直営診療施設と一体になって保険サービスを総合的に進める拠点施設として、平成8年に国保特別総合保険施設事業により設置をいたしました。その運営費についても、国、県より特別調整交付金が交付されておられまして、施設の管理、事業の実施に充当しているところであります。さきに述べました施設管理費、保健師の経費についてもこれら調整交付金を充当しておられまして、なお不足しているところ

ろについては一般会計からの事務費の繰入金で対応しているところでございます。保健師の人件費、施設管理費を本会計で見なくなった場合には、当然にこの調整交付金が減るわけでございまして、一般財源で見る必要が生じます。このため、現状の支出についてやめる考えはございません。

次に、ゆうらく譲渡についてでございます。譲渡については秦議員にお答えしたとおりで、まだ伯耆の国と協議中でございますので、具体的な内容での説明はできないことを初めに申し上げておきます。

9月議会で亀尾議員にお答えした内容は次のとおりだったと思います。伯耆の国がグループホームを建設されるのに、その建設予定地は現在町が所有しているゆうらくの敷地で建てられることに同意し、いずれは土地、建物を譲渡したらということを申し上げ、議会に提案できるようになったら議案として提案したいという内容でございます。

譲渡のメリットということでございますが、これは9月議会でも申し上げましたとおり、今はまだゆうらくの修繕は大した金額ではございませんけれども、将来的には町の財政にも影響を与えることとなりまして、施設が新しいときに譲渡できればと考えたわけであります。幸い伯耆の国は健全経営で貯金もできている状況でございます。将来を見据えた協議ができる時期だと思っております。

町財政は、今、国が大変な状況で地方交付税にも影響が出ると予想しております。交付税の合併算定が終わる平成27年度からさらに地方交付税は縮減されることは、今までにも何回もお話をさせていただいたとおりでございます。

伯耆の国は健全経営で銀行からも優良企業として認めていただいております。土地や建物を取得され、銀行から融資を受けられるにも担保物件があれば手続も容易になるメリットもございます。町が出捐して設立した法人であります。理事も町内の方がなっておられますので、サービスのあり方で心配なことはないと思っております。また、伯耆の国で働く方も、指定管理で働くよりも自分たちの会社として働く方が働きがいがあり、施設の管理が行き届き、よりよいサービスにつながるのではと思っております。

譲渡するにおきましては、町の財政状況を伯耆の国にも御理解をいただきながら協議している状況でございます。秦議員の御質問にお答えする中で、概要はつかんでいただいたというように思うわけでございますけれども、伯耆の国も大きなメンテナンス料がかかる施設の受け入れというようなことについては二の足を踏むということでございまして、ここに協議が難航しておる事情があるわけでございます。そういうことを成案がまとまれば事前に議会に協議をお願いしたい

ということを申し上げております。その節にはよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどの国保税の引き下げの3点目の御質問でございました、被保険者1人当たり、平成22年度と同額の負担にするためには必要額はどれぐらいになりますかという御質問でございましたが、この御質問の通告がきのうでございましたために個別の積算による積み上げた数値はございませんが、現段階で単純計算で申し上げますと、平成22年度から平成23年度の1人当たりの保険税が約1万円増加しておりますので、この1万円に被保険者数約3,000人を掛けますと約3,000万円となり、この約3,000万円にプラス、今年度に基金から6,000万円を取り崩す予定としておりますので、この6,000万円を合わせますと約9,000万円となり、この約9,000万円の財源が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再質問をしますので、よろしくお願いします。

町長から私も、単独の介護保険で事業をやっておりませんので、連合、2町1村の関係から連合長としても答えにくい点もあると思うんですけども、私は、先ほども言いましたようにいわゆるこの国が制度改定をやるということになりますと、南部町に影響を及ぼすのは当然のことだと思うんですよ。連合長としての立場もありましようけども、一自治体の長と、責任者としてこの介護のことについてはやっぱり一応の考えというか、そういうものをお持ちだと思うんですよ。ここで述べられたから今度は絶対それを金科玉条として絶対だめなんだということを広域連合で申すことまではしませんけど、一応、町長としての腹づもりというものをお聞きしたくて質問したんですよ。

そこで聞くんですけども、今度、事業、単純に文言を縮めましたけど事業計画ですね。これについて介護保険の、連合の中では5期計画の中で考えたいということだったんですけども、これについてはどのように見解をお持ちでしょうかということをお聞きします。（発言する者あり）そうです。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。5期計画は広域連合の運営協議会で今練っておられる最中ではございまして、町長として余分な入れ事を入れない方がいいのではないかと考えております。委員の皆様方の真摯な議論を尊重、行方を見守っておるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 景山議員のときもでしたかね、仮定というか想定したものではなかなか答えにくいよということをおっしゃった、私もそれはそのとおりだと思うんですけども、一つここで、この事業計画が、ということは、非常に介護サービスの低下がされると言ったように介護保険から外して、極端なことを言えば、介護保険の会計から外して、いわゆる地域というか、そのことで支え合いなさいということが見え見えなんです。これが行われますと、やられたとすると、もしこれが介護保険での枠外ということになれば、どのようなことが起こると想定されるんでしょうか。いわゆるどういうぐあいに担うかということですね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっとわからない質問なんですけど、介護保険の枠から外してやれというのが見え見えだというようなことをおっしゃっておられますけれども、私はそういう理解をしておりません。地域のさまざまな資源があるわけですから、全国一律でこれでやれということの方がよほど非効率ではないかと。さまざまな地域資源を活用しながら特色のある介護保険をやれば、一番中心にいるのはやっぱり要介護者の皆さんですから、要介護者に一番いいサービスを届けていくように介護保険も一つのツール、それから地域資源もツール、そういうことを総合的にまとめてパッケージとして要介護者を支えていくのが、これが町長の務めではないかというように思っております。そういうイメージでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） なかなか仮定の話で町長も答弁がえらいと思いますし、こちらも決定しておりますと、ここはこうなんだろう、こうなんだろうというのが質問しやすいですけど、一つだけこの介護保険について指摘しておきたいんですけども、いわゆる今度の改定では要支援1、2、あるいは介護者の軽度の方は、これを枠外から外して地域でこれは見なさいということがやろうとしてることなんです。それをやる、しかもこの費用を出すのも制限がかかって3%以内に抑えなさいということなんです。私はこの南部町の介護保険で軽度の方を見ますと、4.何%とってさっき答えがあったと思うんですよ。そうすると、とてもあとの1.何%かは当然ボランティアというんかそういうことでやらざるを得んようになって、これは大変なことだなというぐあいに思うんです。私は、これはまだ時間がありますけども、事業計画に参入というかこれを取り上げるということは、サービス低下になるので十分配慮してやっていただきたいということを、これは私の願いといいますか、ぜひそうしていただきたいということを申し伝えておきます。

国保の方へ移ります。私は、先ほど答弁があったんですけども、すこやかな運営費と人件費、これ特別調整交付金で出てるということなんですけども、この費用のすべてが運営費の542万何がし、それから人件費の792万2,000円ですか、この総額全部が調整金で出ているわけですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） このうちの800万が調整交付金になります。そのあとは事務費の繰出金で一般会計の方からしておりますので、国保税の方から出すことはございません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。ということは国保会計から1円も出してないと。出ていませんということなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 国保会計から出てないわけではございません。国保会計でございますので国保会計が出てるわけでございますが、この財源の中から、国保税の方から出てない。国保税がそこに充たってるわけではないということを言っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 特別調整交付金というのは、これは私もはっきりと調べてみてはないんですけど、この原資というのは国保会計の中からもいろいろ出しますが。例えば高額医療費の分の持ち出しとかそういうこと、基金積み立てますね。これとは関係なしにの財源なんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） これは国の方からその施設、今のすこやかな施設なんですけど、これは国保の健康管理センター施設でございます。それと包括支援センター、この関係で事業を活動してることに對して来る交付金でございますので、目的があつて来てるものでございます。そのために国保会計から支出しなければこれは反対に来ないものでございますので、全く一般財源で支出するしかないというものでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 次に移りますが、先ほど税務課長の方から答弁がございました。去年と変わらず、いわゆる被保険者1人当たりが変わらぬ負担なら約1万円の差額だったということですね。それで6,000万円をつぎ込んでやると、あと3,000万言われましたかね。

言われておるんですけども、私、当初予算を見ますと、国保会計の。まだ基金の繰り入れがなく、12月の議会で四千何百万ですか、出て繰り入れがあるんですけども、これはどういうぐあいなんですか。いわゆる6,000万もつぎ込んだ状態の中で足らるので、新たにこのたび4,000万何がしを繰り入れるということなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。基金については今回初めて繰り入れするものでございます。3,282万1,000円をこのたびの議会をお願いしているところでございます。6,000万というのは、ことしの保険税を算定するに当たり必要になるという想定の中で6,000万をつぎ込まないといけない予定であるということでございます。実際に現在のところ、12月の議会にお願いしておりますが、この金額については現時点で不足になるもの、この部分を6,000万の予定でございますが、そのうちから3,282万1,000円を入れさせてもらったと。今後についてまだ5カ月ございますので、医療費の動向ちょっとどうなるかわかりません。最低でもこれだけは必要だということでございますから、6,000万以内でおさまればいいんですけども、それを超えるようであればさらなる追加ということになるんじゃないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっとようわからんですけど、確認するんですけども、6,000万を当初予定しておいて保険税を立てたということですけども、現時点までは6,000万は会計に入れてないでしょう。そうすると今の段階で4,000万何がしをつぎ込んで、これで支払い分と、医療費のこの支払い分ができたということで、じゃあこの後の分についてはどうかわからんということが、これが今の実態なんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 医療費につきましては、これはかかったものを払わないわけにはいきませんので、必ず払う必要がございます。これはまだ今後5カ月分払う必要がございます。これはまだ予測が付きません。例年どおりの金額に近いんじゃないかとは思っておりますが、現在まで、10月末までの状況を見ますと若干は減ってきてるんですけども、これも減ってきてるといながらも21年から比べればやはり伸びている状況でございますから、かなり伸びがあるんだろうと。ただ、ことし当初の運営協議会のときに協議いただきました分でございますと、1.1%ほどの伸びということでございましたから、これは6,000万ほどつぎ込む必要があるだろうということでお話しさせてもらったわけです。当初予算については、これは2月の段階

での実績見込み額を参考に編成させてもらってますから、まだ運協の方で協議していただいても現実にその年の決算ができてるわけではございませんので、なかなかその22年度の状況がわからない状況で立ったものであると。ですから概略で立ってるところになります。ですから、不足、一応6,000万と予定しておったわけですが、現時点では今現在払っていく予定、例年並みと今後予定して3,282万1,000円がまだ今不足してるので、この部分をとりあえず基金の方から、6,000万のうちから入れさせてもらうということでございます。ですから、現時点でこれ入れますと残ってるのが9,009万3,000円が基金に残るということになります。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今の流れでいきますと、私も前期と後期ですか、4月スタートから3月ゴールまでを半年ずつに分けると前期と後期といいますかね、の中で、今7カ月過ぎた段階で4,000万ということ、4,000何がしかが不足というか、取り崩すということで。対応をするとそこまで、当然、私、案分すると、きちっと半分に切るとかそういうのじゃなくて、いくとそこまで、最終的には9,000万ぐらい要るんだろうということだったんですけど、そこまでいかないと思うんですけども、私はぜひ聞いてほしいことがあります。それはこの中で、町内の人なんですけども国保加入の方なんですよ。Aさんなんですけど、この方は年所得が190万円、それでいわゆる保険税額が幾らかというところ33万3,500円、月額にしますと、今、12カ月に割ってないんですけども、12カ月に割ると月が2万7,792円になります。この方は60歳未満ですから国民年金払っておられるわけですね。いわゆるこの方が年金が18万、今、国民年金の料金が、払込金額が18万240円だと思います。月にすると1万5,020円になりますね。それで合わせていきますと、月にこの2つだけで4万2,812円かかるんですよ。この方は、奥様は国保でとても生活ができないからというので、事業しとってできないからということで働きに出ておられますので、奥さんは社会保険に入っておられるそうです。子供さんが3人おられるんですね。これ、いずれもまだ未成人というか社会人になっておられません。この人の……。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員、話をまとめるようにしてください。質問を。

○議員（13番 亀尾 共三君） はい。その人の、そのほかにも水道料金とか電話料、いわゆる公共料金がかかります。先ほど言ったように子供さん3人を養育していかないといけないという、こういう状況の中でね、町長、実態これ、こういう方、どう思われます。今の保険料について。高いと思われませんか、負担が。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる国民健康保険税、保険料でございますけれども、非常に他の協会けんぽや組合健保などと比較をいたしましても国保が高くなっておりという実態にあるわけでございます。今おっしゃいました190万円ですか、190万円程度で比較をいたしますと、所得だとおっしゃいましたね。

○議員（13番 亀尾 共三君） ええ。

○町長（坂本 昭文君） 所得ですか。そうしますと、給与年収が300万円ぐらい仮にある方だというぐあいに想定いたしますと、4人世帯で一番高い負担が34万円ぐらいですね。安いのは21万円ぐらいの町もございます。総じて二、三十万円の国保の負担があるということでありまして、これに比較して協会けんぽは14万円ほどであります。それから組合健保は安いところは6万円ぐらいから高いところで11万円ぐらいというようなことになっておりまして、これは国保がいかに他の保険制度と比べて総体的に高いものになっておるかという主張の裏づけになっております。私もそういうことで国保は総体的に高いと。しかも所得の低い人に払っていただくわけでございますから、総体的に高いものになっておるという認識は持っているわけです。そういう認識はありながら一方で医療費もかかっているわけですから、この医療費を賄うのに国、県、町、一生懸命やっておりますけれども、どうしても御本人たちの負担もないと国民皆保険制度は運営できないということでございます。

私は南部町が特別に他の町村に比較して高いと、これ何とかせいということなら、そこは町長としては責任を痛感するところでございまして、何とかそれはせんといけんということでございますけれども、一生懸命努力してできるだけ保険料を安くしようという努力をした結果が、全県下の保険料の調定額1人当たりが、県下全域でございますが、市も入れて、8万363円、23年の6月1日現在の資料でございます。8万363円という数字でございます。これに対して南部町は7万1,437円ということで、これは西部では安い方から3番目でございます。したがって、南部町の努力も私は認めて評価をいただきたいと。それから、先ほどの190万円で生活が苦しいとおっしゃったお方など、いわゆる国保の被保険者にお会いになったときに、ぜひ亀尾議員の方からも南部町の保険税はそうはいつでも県下平均から比べても随分安いし、西部では下から3番目に安いというようなこともちゃんとお話しいただいて、ただ高いけんけしからんだけでは国民皆保険制度が維持できないというように思うわけです。

いつもこの問題については議論がかみ合わずに来ているわけですが、共産党の皆さん方からたびたび御指摘もいただき、町長としても最大努力をしているその結果がこういうことであって、もっと努力せいと言われればそれは努力が足りんということかもわかりませんが、

それなりの努力もして一定の水準以下に現状なっておるというようなことを本議場を通じて私は町民の皆さんにも御理解をいただきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間がありませんので、一言というか最後に申し上げておきますので、これは私の考えですので町長からの答弁は要りませんが、私は非常に、今これだけ疲弊してる中、先ほども介護保険でも言ったですけども、負担がもう限界に来てるということだと思うんです。それで景山議員の質問の中でもあったんですけども、足りないところを、じゃあ一般会計の中ではそのことはやれないと。この制度を維持するためには一般会計からの充用繰り上げでもやるんだということだったんですけど、私は命綱ですから負担をこれ以上上げるとか、できるだけ下げて、そしてその分は国や県へ支援を頼むということを強烈に言って、それでもやっぱりあわせて一般会計から繰り入れてでも負担軽減を求めて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。きょうで最後でございます。執行部の皆さん、2日間、また、初めて12名の議員が一般質問をされてお疲れだと思います。本当に御苦労さまでございます。最後、私1人でございますので、もう少し頑張っていたきたいと思えます。外からやじを飛ばさないように。

質問は大きな3点でございます。がん検診のことと、介護保険のことと、健診の受診率向上について。3点でございます。

このがん検診につきましては先般の議会で、議員発議で全会一致でがん征圧宣言の町南部町をさせていただきました。早速それに対応するように西伯病院の木村新院長が新しいがん検診を打ち出されました。それは新聞報道にもありましたように、アミノインデックスがんリスクスクリーニング検査でございます。この名前だけは一応マスコミに報道されましたけども、その後、一切町民は知りません。私もわかりませんでした。勉強もいたしました。実際にこのアミノインデックスをやっている、検査している病院は、東では三井記念病院、東京にありますね、大きな病院です。それで西では、今回、西伯病院。この全国で2カ所になります。この画期的なアミノインデックス、これを検査すればがんの程度がわかる、リスクがわかる、こういう検査でございます、もちろん保険適用になっていない。これについて町民にこの場をおかりいたしまして、こ

のアミノインデックスがどういうものか詳しく説明していただきたいと思います。

一つには、この受けられる年齢制限、その対象は何歳から受けられるのか。また、受けたらば個人負担はいかほどなのか。それでこの検査でどのようながんがわかるのか。そのがんの程度、また、がんの何がわかるのかお聞きしたいと思います。

続きまして、介護保険についてでございますが、今、亀尾議員が一般質問されましたように、この介護保険は広域連合議会でやっておりまして、本来ならば町政一般質問に合いません。けども、来年4月に介護保険は改正されます。当然、首長としてはその影響とか考えはお持ちであろうと思ひまして質問させていただきました。中身については広域連合で今じっくり練っておりますので、なかなかまだ言われません。けど、この改正については町長も知っておられます。

この来年度4月に介護保険制度が改正されます。大きな目玉が地域包括ケアシステムであります。それともう一つは24時間対応の介護看護体制でございます。これが大きな目玉でございますけども、今回の介護保険制度改正は、みんな知っておられると思いますけども、都会型の改正なんです。今、東京を初め大都会が高齢社会に悩んでおります。やっと10%超して、これから施設が足りない、いろんな高齢者が行き場を困っているのが、今、都会なんです。その10年前を我が鳥取県、島根県、この中山間地域、郡部がちょうど10年前にはやっていることなんです。

今度の改正は地域包括ケア、24時間対応、すべての改正は都会の高齢者に対する制度が主でありまして、本当にこれが鳥取県、我が南部町でも合うのか。合わないのが現実なんです。この24時間体制、できるところは鳥取県では沿岸部だけあります。私たちのような中山間地域ではこの24時間体制、30分以内で全部できる。例えばこれから雪が降ります。これは無理なんです。これが堂々と国の改正で今回やられるんです。けども、これによって介護保険制度があってサービスがないという現実が起きそうな感じがいたします。これは広域連合だけで今策定してますけども、首長としてはゆゆしき問題と思っておられるんじゃないかと思ひます。これについての我が南部町の町長はどのようにこれをお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

もう一つの大きなのは、健診受診率向上でございます。この健診については、ことしの議員研修で沖縄の南城市に行ってまいりました。私も目からうろこでございました。びっくりいたしました。一保健師さんが、保健師さんのリーダーがここまでデータをつかんで、また、保健師さん同士で地域で競争して受診率の向上をしていると。すごいデータを持っておられました。これができている市町村、違うな思ひました。我が町でこれができないかな思ひました。8時から5時まで、そのような保健師さんではできませんでしょうね。そのようなのはできません、そのよう

な保健師さんはおられないと思います、はっきり現実に現場の保健師さんが言われました。住民の健康を思えばそんなの関係ありません。やります。あなたの地域は50%、私の地域も50%、頑張るわ。そのような保健師さんばかりでありました。

びっくりしたのは、どうしても個人情報の問題がありまして、検査データの集計とかいろいろあります。それも関係ありません。その人の健康、命を守るならば何ですかと、一保健師さんが言われました。そこまでしながら、医療機関のお医者さんとタイアップしながら、その南城市は保健指導を続けておられました。すげえな思いました。今度の介護保険の改正でも、ある有名な人が言っておられました。この個人情報に穴をあけて、その人の命、健康を守る。これが大きな改革じゃないかということを知りました。私はそのように思います。それで南城市のようにいかなくても、今、我が町の健診率が36%でしたか、ぐらいでしたね。それを50%の目標を掲げておられます。ならば具体的にどのような施策で臨まれるのかお聞きしたいと思います。

今、壇上からの質問は以上であります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしておりますが、細田議員も広域連合議会の議員さん、議長さんですので質問ができないということを割り引いても、介護保険の問題について質問をいただいておりますが、これもいいルールをつくっていただきたいと思っております。よろしく願います。

まず、がん検診についてでございます。このたびの12月補正予算でお願いしております、アミノインデックスがんリスクスクリーニング検査について4つまとめて説明させていただきたいと思っております。個人負担だとか、どのようながんがわかるかというようなことでございます。

このアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査は、がんになるリスクを予測する検査でございます。がんを発見する検査ではなくて、がんである可能性を予測する検査で、がんであるか否かをはっきり判断するものではございません。検査方法でございますが、採血した血液中のアミノ酸濃度を測定し、がんの危険性を調べます。1cc程度と聞いております。検査当日は8時間の絶食の上、採血をしていただくことをお願いしなければなりません。採血のみでございますので簡単に行えます。アミノインデックスがんリスクスクリーニング検査は、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がんのリスクが予測できます。この検査は個人負担金1,000円で実施するように予定しております。

予算を承認いただいた後は、1月から西伯病院で40歳以上の方に検査を受けていただくように計画しております。23年度は200人程度の方を検査します。県の補助事業を受けて、24

年度から26年度までは500人から600人程度の方を検査するように計画しております。このアミノインデックス検査でがんになる危険度を知っていただき、特に今までがん検診を受けておられない40歳から60歳の方にぜひ受けていただいて、がん検診を受けなければという気持ちになっていただければ受診率も向上するものと期待をしております。

この検査を受ければがん検診を受けなくてもよいというものではございません。それは絶対にがんにならないという確率がないからでございます。来年1月10日から火曜日と水曜日に西伯病院でこの検査ができます。ぜひ町民の皆様を受けていただきたいというように思います。

さらに詳細な件については、これはまた課長の方から答弁させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

介護保険についてでございますが、これ一般論としてお話を、答弁をさせていただきたいというように思います。国が在宅などで医療、介護、福祉サービスなどを提供する地域包括システム導入を目指す背景といたしまして、世界に例を見ない日本の高齢化率の進展があるわけです。2025年には75歳以上の人口が約2,200万人に上ると予想されておまして、この2025年を一つの目標に厚生労働省は地域包括支援システムを完成させるというぐあいにしております。国民にとって医療、介護サービスはばらばらで、それぞれ対応しなくてはならなくて利用しにくい状況になっておるということが上げられております。包括的に支援サービスをするというのが一つの考え方でありまして、また、特別養護老人ホームの入所待ちが42万人に上っておるわけございまして、全員が施設に入れるということは不可能ございまして、在宅で介護を受けざるを得ない実情もあるわけでございます。そのような背景で365日、日常生活圏域で介護や医療や生活支援などの各種サービスを受けるようにできるようにすべきだというのが地域包括ケアシステムのねらいでございます。

議員も御指摘のように、深夜や早朝に対応できるヘルパーさんや看護師の確保が難しいというようなことなど、人材確保が不可欠でございます。それから、都市部では効率的に巡回できるというように思いますが、利用者が点在している地方の過疎地では移動時間がかかるわけですし、迅速な対応ができにくいというようなことも私は課題だというように思っております。南部箕蚊屋広域連合の事業計画の中でそういうことはよく承知しておられまして、そういうことを踏まえてさらにどのように進めていくのかと前向きに取り組んでいただいておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それから、町としましてはこの介護保険ですべてを仕切るということは、これはできないわけでありまして、また、そういうことで住民満足度が上がるのも思っておりません。やはりこの介

護や医療との連携を初め、社会福祉協議会や老人クラブ、ボランティア団体など関係機関との連携強化を図って、町全体のネットワークづくりを推進し、相談体制の充実や福祉サービス、生活支援サービス、内容充実を図って、高齢者の多様な要望にこたえられるようにこの地域包括ケアシステムをつくっていく必要があると、こういう気持ちでいるところでございますので、御支援をまた賜りたいというように思います。

それから健診受診率の向上についてでございます。議員が視察に行かれた安芸市の例でございますけれども……。

○議長（足立 喜義君） 南城市。

○町長（坂本 昭文君） 安芸市じゃなかった。（「南城市」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。議長、ちょっと休憩してください。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後 2 時 1 9 分休憩

午後 2 時 2 0 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○町長（坂本 昭文君） 申しわけございません。南城市の例を御質問のようでございますけれども、安芸市の例で答弁を用意しておりますので、安芸市の例を引いてお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

安芸市でございますけれども、高知県の東側に位置し、南は太平洋、北は徳島県境まで急峻な中山間地を有する人口約 2 万人の自治体でございます。安芸市は、「人が元気 町が元気 健康一番・安芸」をスローガンに掲げて、住民主体の健康なまちづくりを推進して、24 年度の健診受診率 65% を目指して市と住民が一丸となって頑張っておられる町だということをお聞きいたしました。

安芸市の特定健診受診率は平成 20 年度が 32.1、21 年度 37.2、22 年度が 43% と上昇傾向で、住民と一丸となって取り組んだ成果がうかがえます。安芸市と住民との協働は平成 13 年度に発足した元気ふれあい会議から始まりました。住民と市がともに健康づくりを考えようと関係団体や個人に呼びかけ、運動、食事の重要性を啓発しておられます。現在は老人クラブや健康づくり婦人会など 12 団体が参加し、ウォーキング大会や料理教室も取り組んでおられます。元気ふれあい会議を通じて市と住民組織との関係が深まっただけでなく、自主組織の横のつながりも強化され、健康づくりの土壌が固まったということでございます。18 年度には市の職

場内を横断的に健康づくり対策を協議する健康づくり連絡会を発足させ、市全体で健康づくりを推進する体制が整えられました。

安芸市の集団健診は各地区1カ所ある公民館で19カ所で開催されています。集団健診では特定健診のほか、肺がんと前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、介護予防の生活機能評価をしておられます。市内各医療機関で個別健診も受診できますけれども、健診受診者の9割が集団健診を利用されている状況です。受診者は検診車で胸部レントゲンを撮影した後、公民館の中で検尿、腹囲、体重の計測、問診、血圧測定を受けます。安芸市では健康づくり婦人会が有償ボランティアで健診会場の運営を手伝って混乱が起きないようにしておられます。また、地区運動会で特定健診のPRをするなど、広報活動も熱心に行っておられるそうです。こうした市や住民が一体となった取り組みにより受診率を向上させていくことができたと思われると復命を受けております。

さて、我が町の受診率向上や健康づくりの取り組みでございます。地域振興協議会の福祉部、ふれあい部、健康増進委員の方の協力によりまして、健康づくりや健診受診率向上の対策に取り組んでおります。振興協議会の地域づくり計画でも健診受診率100%を目指すなど、いろいろな目標を立てて取り組んでいただいております。各地区のイベントでは健康コーナーを設置して健康の大切さについて普及啓発をしていただいております。また、健康増進委員の方は健康増進委員会の総会で振興区ごとに事業や目標を話し合ってもらい、活動していただいております。さらに町内全家庭の健診希望調査をしていただき、受診表の配布をお願いして受診率向上に貢献していただいているわけでございます。

我が町の特定健診の受診率は、平成20年度が34%、21年度が35.7%、22年度が36.4%と年々少しずつ上がっております。平成22年度は県内では6番目の受診率でございます。

さらに受診率を上げる今後の取り組みの課題としては、1番は個人が健診を受けるという意識を持ってもらうこと。そのためには疾病等に関する正しい知識の普及啓発、健康管理の必要性の啓発を徹底して行うことだと思っております。2番目は、健診を受けやすい環境をつくるということだろうと思います。3番目は、協力関係者をふやして健診を受ける機運を町全体に広げたいと思います。具体的にはSANチャンネルで正しい知識の普及啓発を行い、健康管理の重要性を周知していくこと、住民アンケートにより健診に対する意識や実態を調査して対策につなげること、健診を受けようの声かけができるよう体制づくりを推進していくこと、以上を健康増進委員、振興協議会と協議しながら取り組みまして、受診率の向上へつなげてまいりたいと思っております。

なお、先ほどのアミノインデックスの件でございます。採血で私は1ccと言ったと思いますけれども、正しくは5ccのようでございます。5cc程度の採血をするだけでがんの可能性が予測できるということでございますので、ぜひ受診につなげていただきたいと、このように思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。アミノインデックスについて、さらにちょっと詳しい御説明をさせていただきます。

まず、アミノインデックスがんリスクスクリーニング検査ですが、がんの危険を、どれくらい危険なのかということで検査をして、検診につなげていくということでございますけれども、人は大体一般的に、統計的に見たら1,000人に1人ががんになるというふうに言われております。この1,000人に1人という確率をどれくらい幅を狭めていって、がんの危険性があるかということを目安に検査でございます。

この検査は判定をA、B、Cというふうにお示しします。AからB、Cとだんだん危険率が上がっていくという格好で検査を受けられた方に御説明していきます。胃がん検診で例えばCと判定されると、がんになる確率がどれくらいになるかということで、通常ですと1,000人に1人なんですけれども、ここでCと判定された方は100人に1人の確率でがんの疑いがかかってくるということです。じゃあAと判定されるとどうなるかというと、3,200人に1人という確率に変わってきます。一般的には1,000人に1人ですけども、Cだと100人に1人、Aだと3,200人に1人の確率になってくるというふうになります。それで例えばほかの、肺がん検診、ほかにもわかる項目がありますのでCだけについて御説明いたします。肺がん検診でCと判定されると危険度は111人に1人、大腸がん検診でCと判定されると122人に1人、前立腺がん検診でCと判定された方は156人に1人、乳がん検診でCと判定された方は250人に1人というふうに、がんになる確率をお示しするというので、その後、1月から検診が始まりますけれども、今、町長の御説明したように、できるだけ今まで検診を受けてない方にも自分はどうなんだろうかということで、がん検診を受けていただくような機運になっていただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ありがとうございます。

がん検診について再度質問したいと思います。これは再質問は、現場の病院の方がよくわかるんじゃないかと思っておりますので、病院の方に振りしたいと思います。例えば、私がアミノインデック

ス受けました、C判定になりました。以後、私はどのようにしたらいいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長、陶山でございます。まず、保険診療ができるのかどうかということが一つ問題でございまして、これは一つ検討課題でございまして、現在やっています東京の病院では保険診療をCの場合させてるということです。また、この技術を持っています味の素の職員が数千人おるそうですけれども、検診で既に使ってるということで、この保険組合は検診でC判定が出た人には、例えば胃であれば胃カメラを保険診療で見てるということでございます。したがって、今回もしもC判定が出た方には、胃がんのリスクが高いということであれば胃カメラを、それから肺であれば胸部のレントゲンと言いたいところですけども、もしかすればC Tの方がほかのリスクとあわせて可能なのかもしれません。それから大腸がんであれば内視鏡、または潜血検査を優先するような先生もあるかもしれません。その辺をお一人お一人に対していろいろな先生が言われますと先生の主観や経験が関係してきますので、当分の間は院長が1人で全員の状況を説明したいというぐあいに言っております。ですから当分の間は統一した見解で、その結果を皆様方にきちんと説明できるように万全の体制を備えたいというぐあいに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、説明がありましたように、これ保険適用になるかどうか鳥取県の場合大きな問題なんですね。これが、私がC判定になりましたと。このアミノインデックスが要は市民権を得ておれば、恐らく即保険証を持っていろんな検査ができると思いますけども、まだこのアミノインデックスについては保険適用になってないというのが大きなリスク。だけど、これのアミノインデックスだけの検査だけならそうだかもしれませんけど、ほかにも生化学検査、いろんな検査、例えばがんの、何でしたかいな、あんたがんにかかっている確率が高いよっちゃん、何だっていう。（「腫瘍マーカー」と呼ぶ者あり）腫瘍マーカーというようなのを併用したら、これの、例えば一つは、今、町長が最初ヘモグロビンA1cとか、GOT、GPTとか、肝機能ですね。それとかコレステロールとか、すべての血液製剤とその腫瘍マーカーといろんなものと組み合わせしてアミノインデックスと合わせれば、アミノインデックスがC判定になりました。けど腫瘍マーカーも出てまっせっていうことになれば、これは完全に保険適用になろうと思いますけども、病院としてはそれはどのように考えてますか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長です。非常に悩ましいところで、医療の方からすれば

ぜひそれも、腫瘍マーカーも一緒にさせてもらいたいところですけども、そろえますと大体2万円以上コストがかかります。このコストを一番最初やるときには、当然検診でございますので、自分にどこか胃が痛いとか、不調、変調を訴えられて来られた分については一定の腫瘍マーカー等の使用はできるかもしれませんが、現在でも全く自覚症状がない検診の中で腫瘍マーカーをとすることはできないと思います。したがって、当分の間ですけれども、これはアミノインデックスの中で判断をしていったらどうかというぐあいに思っています。

10倍からのリスクが既にもう市場の中で流通しているアミノインデックスでございますので、保険者としても10倍のリスクのある人を早く見つけて、早期がんの方で処理した方が、その治療に当たっていただいた方が保険者としても非常にコスト的にメリットがあるというぐあいに思いますので、これについてはまた保険会社というよりもいろんな関係者と協議はしたいと思っております。まず今、関係者と話している中では問題ないではないかというぐあいに思っております。

ただ、BだとかAの皆さんが、これはリスクはゼロじゃないわけですし、ぜひこの皆さんをきちんと次年度のがん検診に、例えばBで私はどうだろうという方には、ぜひがん検診を受けてくださいというところに誘導していけるような、早期がんを見つけられるような、そういうような体制につなげていきたいというぐあいに思っています。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。今、C判定のことを言いました。ほんなら私がAとBになりました。一応リスクは少なくなる。来年もこれを同じように、アミノインデックスを受けていいのか。2年に1回なのか、3年に1回なのか、5年に1回受ければいいのか、その辺のことはわかりますか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在のところこのアミノインデックス検査の間隔ですけども、アミノ酸の濃度の関係は大体3年ぐらいは同じ値が出るのではないかということ鳥大の教授の方から御説明を受けておまして、今、今回このアミノインデックス検査をするに当たって、一応26年度ぐらいまでに1回は受けていただいて予防につなげていきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（9番 細田 元教君） それじゃなしにな、ことしも来年も受けたという者はどげせいというんですか。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 一応、予算の関係で1人1回程度しか順番が回ってこないとい

うような予算でございますので、原則この26年度までに補助として出せるのは1回というふう
に考えております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。

で、一応自己負担は1,000円なんですね。ならば、これは一応、県と町で1,500万の
補助が出てまして1,000円でできたと思いますが、私はそれを毎年受けたい。例えばこの補
助金なし、自己負担だけならいかほどかかるんですか、これは。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在、西伯病院の方で1万8,900円で
個人的に受けられたい方は受けれるような体制をとっておられます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。それで、これは我が町の町立病院が今やっており
ます。この間、新聞報道には西部広域の野坂市長が県知事に要望しておりましたけども、という
ことは、町以外の人でもこれは認められるものですか。例えば西部広域全部が西伯病院に私、行
きたいと。順番でどうぞどうぞということになっちゃうのか、町民だけなのか、その辺はどうな
んでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長でございます。まず、今回の南部町全体としての補助
のスキームとしては町民に対しては1,000円です。町民以外の方について希望される方で、
かつ西伯病院が受けられる余力があれば、これ1万8,900円をいただこうというぐあいに思
っています。

なぜそこに補助があるのかということなんですけども、この補助は先ほどから言ってますよう
にやはり40代、50代で体のちょっと不調を訴えながらも、まあいいかと、検診を受けなかつ
た方がやはり50代後半から60代にかけて重篤な状態になって医療を受けられる例が非常に多
うございます。ですからできるだけ早く検診を受けていただいて初期の段階で見つけるんだと。
それはやはり検診率が大きく影響しているんだということを実証したいわけです。そういう実証
事業だということに御協力いただいて、皆さんのデータを健康管理センターできちんと守って、
保健師がきちんと、まだことしはがん検診受けてませんよ。あなたは、例えば胃がんCなのに、
こともきちんとがん検診を受けてくださいねというような、勧奨と言うんですけども、そういう
勧奨をきちんとやって早く見つけるということを主眼に置いてます。ですから、これに御協力は

せんけど何となくやってみたいという方については、町民の方でも1,000円の恩典は受けられないという補助のスキームです。ですからここはきちんと理解いただいて、ぜひ検診を受けていただくことにつなげ、早期発見によって健康で長生きしていただきたい。そういうものがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ならば本年度は一応200名の予定をしていると。それで200名の中にはもちろん町内の方もおるし、町外の方もおるとい感じですね。町内だけ。町内だけ200名ね。それ以外は……。だって200名の予定でしょう。それ200名の予定というのは町内だけの人数ですね。はい、わかりました。それでそれは全部、健康管理センターで、健康福祉課でデータはちゃんと管理して、後のフォローはするということですね。確認です。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。このアミノインデックス検査とあわせてこのたび12月補正でお願いしておりますのは健康支援システムということで、健康管理を一元化して、個人の台帳を健康福祉課の方で全住民を対象にできたらいいなというふうを考えております。ですから、この検診を受けられただけではなくって、特定健診とかレセプトの医療データとか一元管理をして、病気の早期発見であったり健康指導につなげていくようなシステムをあわせて構築しておりますので、アミノインデックス検査のみの事業ではございません。

なおかつこの事業は、補足にはなりますけども、例えば健康福祉課というところが事業を持っておりますけども、県の方は商工労働部の方が補助金を出しております、西部圏域の中で新しい産業を発展させていくというような構想で補助を出してくれておりますので、新しい検診システムができて地域住民がいかによくなっていくかというようなところで新たな産業が起きてくればというような格好の意味合いで、商工労働部の方が補助金を出しております。ということもあわせて御説明しておきます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。若干この整理しておかないと混乱すると思いますので、私の方からちょっと補足で答弁させていただきたいと思いますが、先ほど米子市長が知事に要請して云々おっしゃいましたけれども、実はその席に私も同席をして要請をしたわけですが、今、国では総合特区構想という構想を全国各地から受け付けているわけです。この鳥取県は鳥取県西部の総合特区構想というものを構想しまして、新たな、先ほど言うような産業興しやイノベーションなどを起こして雇用につなげたいと、活性化をしたいというような構想を

つくったわけです。

その構想の中心にあるのがこのアミノインデックス技術でございまして、ですから福祉保健部などの所轄ではなくて、商工労働部がこの補助をしておるといのはその辺にあるわけです。アミノインデックス技術や、それからEVですね、電気自動車、こういうパッケージにして鳥取県西部に産業を起こして雇用を開発して、元気のいい地域にしよう。これを特区でどうだろうかという投げかけを国にした。

ところが、御案内のとおりだと思いますけれども、特区では残念ながらこのたびは採択ならなかったという、このことを知事の方はこの動きというもの、流れというものを無視してはならんと、捨ててはいけんと。ぜひ、こういう活動を続けてこの鳥取県西部をにぎやかな元気のいい地域にせんといけんとということから、採択にはならなかったけれどもアミノインデックス技術については1,000万円補助金をつけましょうと。で、やってくださいと。単年度で線香花火のようなことではなくて、3年間は補助しますということをお願いした。西部地域の振興協議会の方で、米子の市長が会長でございますので、このアミノインデックスも含めた総合特区構想の推進、1回、2回であきらめずに何度も手をかえ品をかえ国の方に要望していくと。そしてこの鳥取県西部全体を元気のいい地域にしていこうということで、あれは知事に要請に行ったわけです。御理解いただいたでしょうか。そういうことでございます。商工労働部がかんでおるのはそういう理由でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、事務部長の話によりますと、このアミノインデックス、200名、今年度。一応、院長みずからやると。大変喜ばしいことですが、最初から頑張らせてつぶれてしまったら困るんです。院内の各お医者さん、これに対しての協力体制、一致団結して東の三井記念病院に匹敵するような、我が西伯病院を特色のある病院にしようという意気込みでできますでしょうか。ぜひしていただきたいと思っておりますが、その辺の感触とか思いを言っていただきたいと。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。私が思うより新しくお見えになった院長はまさにそういう思いでおいでいただいているところでございます。内部のドクターとも何度もお話し合いしておられますし、そのインデックスの臨床実験体制も、外来であったり看護部の方とも何度も実施するための調整をこなしておられます。そういうことで1月10日からスタートするわけでございますので、日程は非常にタイトでございますけれども、やって、そして

やろうということが決定してるわけでごさいますて、病院としても新たな市場開拓といえますか、西伯病院においでいただく患者様の8割は南部町の方だということもごさいます。それであとの患者様は市内の病院へ出られると。だけどいい病院があるというふうに御理解いただいて、朝の答弁で町長もおっしゃいましたけども、かかりつけといえますか、そういう役割も果たしてデータもきちっととるわけでごさいますんで、南部町の町民の方にはぜひ御利用いただきたいと。そして院長も気持ちを新たに、西伯病院に骨を埋める気持ちでおいでいただいておりますので、ますます南部町は安心安全の町ということになろうかと大いに期待してるところでごさいます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひとも院長を中心に、これを契機に一致団結してすばらしい病院をつくっていただきたいと思います。

これでしたか、どこかに他の医療機関も一緒にこれも検討するような話がちらっとどこで見たような気がするんですけども、これ西伯病院が一応やってるんでしょう。他の医療機関にもこれどうぞっていうように勧められるんですか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長でごさいます。まず、ことしの200人についてはどういふものなのかというのを院長みずからやってみるということが一番大事なところでして、お一人お一人にどのぐらい納得していただくのか、また、これからのがん検診をきちんと受けていただくということを初め、自分のリスクをしっかりと、がんを知っていただくということも含めれば、血をとるのは5ccで簡単なんですけれども、その結果のときにC判定で、いや、私はがんでもうだめだなんて思われてはいけませんので、きちんとその辺を対応するために慎重に少し取り扱いというぐあいに思っています。

しかしこれから先、年間に600人、700人の人を診ていくということになりますと西伯病院だけではとても無理でごさいますので、町内の医療診療所だとか、それから事業団、バスの検診ですね。こういうところにもお願いしていこうというぐあいに思ってます。こういう複合的ないろんなところで検診を受けながらも、一人一人のデータがきちんと管理されて、あなたは去年はこの医療機関で検診を受けられましたけれども、ことし違った病院で受けてもちゃんと過去の検診のデータや流れがきちんとつかんで、さらに今回のアミノインデックスのがんのリスクというものはちゃんと記録として残って、がん検診を受けたかどうか、そして結果がどうなのかということの時系的に追っていくことによってがんを撲滅したい。がんにならないような町にしたいというのが本意でごさいますので、そういうような検診のシステムはとて西伯病院一

つでできるわけではございませんので、ぜひ町内の診療機関にも声をかけてというのが院長が言っていることでございます。ただ、まだ初年度でございますので、今後御相談に上がりたいというぐあいに思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今のうちにぜひとも西伯病院を特色のある、院長を中心として団結して東の三井記念病院、西の鳥取県の片田舎にある西伯病院というような名をとどろかせるようなぜひとも闘いというか、行動を起こしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。期待をしております。

続きまして、介護保険は残った時間にしたいと思います。健診についてでございますが、一応、各地域に健康増進委員さんですか、が各家の1人ずつの健康診査の表を配られますね。この表を配られたのを回収して全部データベースしておられると思いますけども、そのことだけちょっと教えていただけますか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。アンケート調査については情報センターのシステムの方に入力して、受診票の発行、未受診の把握等を行っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） あの中に、私は会社で受けます、私は町で受けますという欄がありますね。その掌握なんですよ。本当に、町で受けられるのはそれ見りゃあ大体わかると思いますが、データベースに入っておれば。会社で受けますって言った人の結果は町に入ってますか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在、職場健診を受けると言われた方については全く未把握の状態でございます、その辺も何とかしないといけないというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 国保に入っている方は、一応、保険者としてこれはわかります。一番わからないのが今の協会けんぽ、共済組合、組合管掌保険等に入っておられる方の健診なんですね。我が南部町におります住民の健康保険と国民保険との割合はいかほどですか。わかりませんですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○議員（9番 細田 元教君） 約でいいです。

○議長（足立 喜義君） もとへ。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。約25%、4人に1人ぐらいだと思います。

○議員（9番 細田 元教君） が、健康保険。

○町民生活課長（加藤 晃君） いや、国保。

○議員（9番 細田 元教君） 4人に1人が。

○町民生活課長（加藤 晃君） はい。

○議員（9番 細田 元教君） 25%。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 約25%、4人に1人は国民保険のうちの36%が健診してると。というふうに解釈するんですね。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。がん検診については、職場健診がない方もございますので、希望された方は町の検診も受けることが可能でございます。うちの方から職場健診を受けると言われた方については案内は行かない格好になりますので、後で個人的に言ってこられた方に対しては受診可能ということでございます。

昨年ですか、県の方が各職場についてアンケートを行った結果、事業主、あるいは勤めておる方に対して町で健診が受けられることを御存じですかというようなアンケートを行って、職場健診で受けられなかったら町の方で補足でも受けてくださいというような事業を県の方でも進めておられます。そういったことで町の方でも、一体、町の住民の方はどういった健診が受けられる状態にあるかということは24年度にちょっと調査をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 一番今そこが大事だと思います。あのアンケート用紙に私は職場で受けます。それはデータベースですね。センターにあると言われましたね。そこを町としては追跡調査はできないものでしょうか。そこがわからん。それが、例えば私が、私は職場で受けます。ある期間中に電話等かかってきて、職場で本当に受けられましたかっていうことは聞かれないものですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。現在その辺の十分な把握ができていないもので、今年度うか24年度の健診アンケートの中に平成23年度においてがん検診の各検診がございますけど、どれを受けられましたかというようなこともちょっと確認してみて、今後の実態把握の参考にして取り組みたいと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これはぜひしていただきたいと思います。なぜならば保険者は、これはわからないって言われましたね。この間、南城市行っても、この保険者がやってるのだけは、わからない。これは我が1万2,000人の人口のことならば何とかわかりそうな気がしていました。ぜひともこれをしていただければ、もとがわかれば次打つ手があると思います。

今、町長答弁で高知県の安芸市の例を言われました。るる言われたあのとおりなんです。これは我が町にもできそうな気がしたんです。それでその資料を提供したんですけども、答弁では振興協議会等の健康増進委員さん、地域福祉委員さんと協力してやると聞きましたけども、そのとりに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。今、議員がおっしゃったとおり、健康増進委員の方、振興協議会の方とも相談をしながら声かけ合いができるような体制にしていけるよう頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町長、これはどうしても個人情報の問題も絡んでくるんです。ここは町の力というか、政策として健康増進委員さん、また、地域福祉委員さんにどんどんとその家庭に、保健師さんともどもいいです、回っていただきまして、一緒に検診いたしましよということができるかどうか。ぜひともこれを認めていただきたいと思いますが、これはあんな何てことを言うだ、わしはそがんこと、個人情報、おれの情報どこで知っとるだっって言われましたとき困らないようにしていただきたいと思いますが、これはできますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。個人情報の保護については慎重に取り扱わんといけんと。それはたとえ御本人のためと思ってやることについても、やはりこの行け行けどんどんで個人情報がどんどん流出していくようなことは私は避けなければいけないというように思っております。

一つ例を申し上げますと、大腸がん手術などをされて人工肛門つけておられる方があるわけで

す。そういう情報がどうも漏れているのではないかというようなことである町民の方から随分疑いを持たれて、そういうことは結局なかったわけですがけれども、やはり病気になっておられる方というのは、あるいは身体障がいになった方、外見的にちょっとわからないような場合、どうしても人に知られたくないという思いがあるわけです。例えば、どうもこの人はがん検診にかかったようなあとか、あるいはこういう検診で呼び出しが来るというような、それがまた地域の話題になって、どうもがんにかかったようだというような、そういうことがやっぱりあってはならないというように思うわけです。

業務上、あるいは立场上知り得たそういう他人の情報について、我々はいい場合には許されるというような判断でやっておりますし、先ほどの南城市の例などを聞きますと、そういうことも乗り越えていかなければ実際の成果というものは上がらないのかもわかりませんが、やっぱり個人情報という思いでおられる方もあるわけですから、ですからそういうことに配慮しながら、やはり検診率を上げていくという、難しい課題です。なかなか両方一遍に解決できませんけれども、しかし自分の病を他人にあんまり知られたくないという思いがある限り、やっぱりそこには配慮していかんといけんではないか、このように考えております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 南城市、この間視察行ったときにびっくりしたのはそこなんです。この検診率を上げる、その人のために、そのときは個人情報、関係ありません。そんなもん問題でしょうって言ったら、何か文書で、法律か何かしらあると。ちっちゃな字で書いてある。それを見せて納得させてやったってあって、ううんっっちゃうてみんなうなったんですけどね。介護保険制度も一緒にこれが大きな問題になってます。

もう一つは、これ蛇足ですが、今、健康福祉課ですか。要介護マップつくるって言っておられましたね。このときに我が町、東西町も福祉マップつくるときに、個人情報の問題があります。木山先生でしたか、住民のあの先生がそんなの関係ないと。あの人を助けるためにはそんなもん関係ありませんと。助けていらんと言われても助けますと。それを乗り越えるようなやっぱり情熱が必要だと言われました。ぜひともこれを乗り越えるような情熱を我が担当課、町の保健師さん初め持っていただきたいと思います。

もう時間もありませんが最後にしたいと思います。介護保険、これは広域連合のことで施策については言いません。けども今度の介護保険制度、24時間体制、地域包括ケアシステム、介護保険だけでは無理なんです。ならばその地域の、その自治体の行政の施策と絡めながらやらないけんように思ってますし、これについては町長も同じじゃないかと思いますが、介護保険だけで

高齢者福祉を守るっていうのはもう限界が来てると思います。そこにはどうしても行政の施策が必要だと思いますけども、町長の考えはいかがでしょう。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど亀尾議員さんの御質問でもお答えいたしました。やっぱり介護保険制度ですべて高齢者問題をカバーできるということは難しいと、このように思っております。地域包括、包括といいますのは対象者も包括であります。いわゆる老人に限らず、身体障がいの方も、あるいは手帳を持たない谷間にあるそういうお方もすべて包括してケアをすると、困ったときには手を差し伸べると、こういう壮大な施策をそれぞれの地域地域で実現していくためには、一本通ったものもないといけません。これは介護保険という一つの制度がございますが、これだけですべて賄えるものではなくて、それぞれの地域の特性、資源、そういうものを総動員して私はやるべきではないかと。また、やらなければ包括支援システムは絵にかいたもちだということになるというように思っているわけです。

ただ、その辺から今度は議論が分かれてくることもあります。すなわち、在宅で24時間365日きちんとケアができる体制を構築する経費というようなことを考えますと、逆に施設で入っていただいて効率的に施設でのケアを考えた方がいいのではないかと、こういう今議論も一方で出ているわけです。そうしますと、100人とか200人とか利用しておられる施設で医療も介護も365日提供できる。かえってそっちの方が効率的だし、本人のためにもなるのではないかと、というような議論で一方でまた出てまいります。

この辺のやっぱり判定する一番もとは、高齢者がどのように考えておられるかと。それはやっぱり住みなれた地域で、あるいは住みなれた家で最期まで暮らしたいという、そういう願いが一番強いということをおっしゃっておりますので、やっぱりそういうことを目標とするならば、今申し上げた、施設にとにかく来ていただく方がいいというようなことではなくて、地域包括ケアシステムをもうちょっと進めて、やるだけやったところまではやっぱりやってみんといけんのではないかと。その先にやっぱり、次のまたステージで施設の問題なども改めて浮上してくるのではないかなというような思いもしているわけです。まだ何もない状況ですから、包括ケアシステムを実現するために介護保険を中心にしながらもそれぞれのさまざまな施策を組み合わせ守っていくと、町民の暮らしを支えていくというのが正しいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） そのとおりだと思います。みんな我が家で、私が苦勞してつくった家で、おれが住んじゃったこの部屋で、しっこまみれ、うんこまみれになってもいいと。ここ

で死にたいという人が今施設に入っている方の大半の意見でございました。これを守るためにこの地域包括ケアシステムができるとは思いますが、この地域包括ケアシステム、この鳥取県に、また、この南部町にやろうと思えば、これがもし成功すれば介護保険制度の10年後のこの先進的な、南部町が先進的なことが今度は全国に広がる可能性があります。今の介護保険の改正は都会型なんです。これがぜひとも、町長、地域力、住民力を上げた施策をぜひともしてほしいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部町においては100人委員会など、介護保険のスタートに当たって町民の皆さんのさまざまな御意見や主張を取り入れて、介護保険事業をスタートさせてきたという歴史的な経過もございます。皆さんもきっと成り行きを見守っておられると思いますし、今も関心を持って活動も続けておられるわけでございますし、私はやっぱり特徴的な南部町の介護保険といいたいまいしょうか、地域包括ケアというのは十分可能だということに思っているわけです。それは例えば地域振興協議会などを中心にして見守り活動もございまして、きのうも御紹介しましたけれども高齢者への見守りと、それから声かけなどを地域挙げて子供も一緒になってやっておるといような、そういうすぐれた取り組みがたくさんあるわけですから、私は行政主導ではなくて住民主導で十分やれると、このように期待もいたしております。全くよそにはないような、そういう地域包括ケアシステムというものはやれる可能性は十分あると、そういうように思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひとも南部町版の地域包括ケアシステムを一緒になってつくりたいと思っております。ぜひともよろしく願いいたします。

それともう1点でございます。この間、広域連合で策定委員会が開かれた中で、この24時間体制の巡回型の話になった。我が広域連合、南部町では伯耆の国がございまして、自分とこはやると言われたそうです。それにはもちろん報酬はついてますけれども、単純に考えてその報酬だけでは大変なんです。今どっこも、米子市でモデル事業を今やっておりますけれども、どっこも鳥取はやってません。なぜかというと、それはもうからないからやめようって話になっちゃう。けれども地域の福祉、地域を守るためにはそういう事業所がやる、なったら、介護保険では禁じ手だかもしれません。行政で地域福祉で横出し、上乘せというのは介護保険始まってずっとこれは禁じ手でございますが、新しい福祉、地域福祉を介護保険とともに発展させるためには、必要なときがあるろうと思っておりますけれども、これについて町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。介護保険の施策の部分については、ここでの答弁は差し控えたいと思います。

○議員（9番 細田 元教君） ああ、そうか。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 話がずっと進むとそういうようになりますけども、もうこれで下げます。けども一つだけ。町長いつぞやの答弁の中で、今言われました24時間見守り云々するときには高齢者を施設に入れれば一番簡単。ならば施設はもう大変ですね。高専賃っていう話がありました。町長答弁では高専賃はつくりたいっていう話もございましたが、これはまだ生きておりますでしょうね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 南部町程度の町に高齢者専用の住宅や、あるいは若者専用住宅や、そういう住宅があっても、そういう機能があってもおかしくないといいたいでしょうか、むしろない方が残念な状況でございますから、私はこの介護保険などとはちょっと切り離してそういう機能を南部町は備えたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後にします。ぜひとも南部町に住んでよかった、南部町で年とってよかった、医療、福祉が充実している南部町に、ぜひとも町長、リーダーシップとっていただきまして、西伯病院と連携しながら地域福祉が充実するようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は3時40分です。

午後3時18分休憩

午後3時40分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告いたします。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

9日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

お諮りいたします。地方自治法第117条に規定される除外の必要がありますので、分割して質疑を受けたいと思います。

まず、議案第80号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてから議案第87号、公の施設の指定管理の指定についてまでを一括して質疑を行い、続いて、議案第88号、公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行い、その後、議案第89号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第6号）から議案第94号、平成23年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）までを一括して質疑を行い、その後、発議案第26号、南部町議会委員会条例の一部改正についての質疑を受けたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第87号までの質疑を行います。

議員各位に議長からお願いをいたします。質疑に当たっては、ページ、項目などを明示して行われるよう望みます。質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。また、所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いをいたします。

議案第80号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第81号、南部町総合福祉センターしあわせの指定管理ですが、けれども、これは24年から27年までの3カ年を南部町の社会福祉協議会に指定管理を指名指定をされるんだらうと思いますけれども、その審査内容が、指名指定をした審査内容の詳細につ

いて説明を求めたいと思いますし、それから、指定管理料の金額についてかなり大幅に減額して
ます。このことについて説明を求めます。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。しあわせの指定管理料についてで
ございますけども、一応、今現在、しあわせの場合はプールの管理も指定管理の中に入っており
ます。そういうこともありまして、継続して社会福祉協議会の方に指名して指定管理をお願いす
ることにいたしております。

それと過去3年間の施設の管理費用について、下がってるというお話でございましたけども、
一応、指定管理料は、こちらから出させていたでいる指定管理料については原則3年間は同じ
額を出させていたでいるお話しをしまして、特別に修繕等があった場合、今は指定管理料とは別で町が
修繕料を予算計上させていたでいるお話しですけども、最初の年度の場合は指定管理料に補正で入
れさせていたでいる計上させていたでいる等によりまして、金額が上がってるというふうに思っ
ております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第82号、公の指定管理について、質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これも総合福祉センターいこい荘の指定管理ですけど、これは株
式会社山陰管財とさんびる企業体という形で、これ南部町の社会福祉協議会がそれ以前は管理し
ていた施設ですが、そのときにも言ったんですけども、民間の法人に指定管理するっていうこと
がこの3年間でよかったのかという検証がどこまでされて、今回改めてこちらに再度指定管理を
されるということの結論になった経過と理由ですね。その御説明をよろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。いこい荘の指定管理につきまして
は前回公募をいたしまして、さんびる企業共同体の方に指定管理をしておりますけども、3年間
の状況がどうだったかっていうのは、ちょっと指定管理審査会の方でいろいろ審査していただき
まして判断をしていただいているというようなところでございます。

このたび2社公募がございまして、今回さんびる企業体の方に指定管理の候補とさせていただ
いたことにつきましては、指定管理審査会の方で決めていただいたということになっております
ので、私の方でこの部分だけで決まったということはちょっと今わかりませんので、御了解を
いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第83号、公の施設の指定管理の指定についてを。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） これは南部町民野球場で、この評価の概要のところ、いこい荘との一体管理をすることで人件費について再考してもらおうべきであるという評価とかいうことが出てますけども、指定管理をされるに当たって、そういう事前の評価を踏まえた形でその指定管理を一体のものとして指定管理を選考されたということでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。当初はこの提案業者さんの方からは、いわゆるいこい荘とこの町民野球場にそれぞれ管理人等の配置の提案もございました。その中で審査委員会の意見としましては、そのあたりを、その管理につきましてはそれぞれ複数配置はええのではないのかというようなことから、こういう格好でいこい荘との一体管理をすることで人件費云々という結論に至ったわけでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 同じところなんですけども、過去 3 年間の施設管理費用で人件費、修繕費等を除く平均が 2 1 0 万 6 , 6 6 2 円、それから指定管理料が年間 3 6 0 万円となっております。この中で約 1 5 0 万ふえております。この内容についてわかればお示し願いたいと思いますが。（発言する者あり）あっ、済みません。失礼しました。わかりました。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第 8 4 号。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 1 点だけ聞くんなんですけども、8 3 号、8 2 号が管理者となるのが山陰管財、さんびる企業ですね。8 2、8 3。今度はこれが T K S S グループとなってまして、ただ、住所と代表取締役が同一なんです。これ何か意味があるわけですか。全くの別会社ですか。ちょっとそれがわからんですが。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。この 3 社につきましては、企業会社ということで、グループ会社ということで私どもは認識してございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） グループ会社ということだと、その職員もあれですか、入れかわりというか、グループでやってるんで、例えて言うですよ。山陰管財とそれからさんびる企業、これは全く、代表が 1 人だけでも会社としては別会社となっております。この 8 4 号の場合は、これは何か、これ名称が違ったグループがまたあるわけですか。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。グループ会社でございますけれども、全く別な組織、企業でございます。たまたま代表取締役の方が同一人であるということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第 8 5 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第 8 6 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第 8 7 号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） ここで、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、議長足立、景山議員、亀尾議員及び青砥議員が除斥の対象となりますので、退場を求めます。なお、議長足立も除斥対象となりますので、議長の交代をいたします。

暫時休憩をいたします。

〔 5 番 景山 浩君・ 8 番 青砥日出夫君・ 13 番 亀尾共三君・ 14 番 足立喜義君退場〕

午後 3 時 5 3 分休憩

午後 3 時 5 4 分再開

○副議長（井田 章雄君） 再開いたします。

議長と交代しました、副議長の井田であります。

議案第 8 8 号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（井田 章雄君） 質疑なしと認めます。

ここで、足立議長、景山議員、亀尾議員及び青砥議員の入場を許可します。

議長交代のため、暫時休憩します。

〔 5 番 景山 浩君・ 8 番 青砥日出夫君・ 13 番 亀尾共三君・ 14 番 足立喜義君入場〕

午後 3 時 5 4 分休憩

午後 3 時 5 5 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

議案第 89 号、平成 23 年度南部町一般会計補正予算（第 6 号）、質疑ありませんか。

13 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますのでよろしくお願いします。初日のときにも質疑をかけましたが、また同じ部分もありますけどもよろしくお願いします。

まず、この議案説明書の 8 ページです。例のグループホームですね。ふるさと融資のことで聞くんですけども、これ、先ほど一般質問の中でも申し述べましたけども、用地取得として 1 億 7,570 万を上がっておりますね。一般質問の中でも言ったんですけども、理由はということかといったら、結局、建屋と土地が別になってるので、これは既存の用地の取得も含むということで、秦議員もこのことの指摘があったんですが、結局、上屋と土地が離れてるということでふぐあいということになれば、どうしてもそれを解消したいということになれば建屋になってる土地だけでも事足りるんじゃないかと思うんですけども、そこについて、これ伯耆の国だからということかもしれませんが、何かそれについて聞いておられるんでしたら説明をお願いします。

それから 10 ページも、これも初日のときに聞いたんですよ。県民税、住民税のことなんだけど、これいわゆる利益が出たから払わざるを得んようになったと。最初、専門員の答弁では、そういうことはいいだろうということを経済局から言われとったんだけど、利益が出たんで、それじゃあというので払ってほしいということだったと思うんですよ。一たん聞くんですが、利益というのはどこでどれだけ出てるんでしょうか。払う義務が起こったのはどこでしょうかということの説明をお願いします。

それから、59 ページ。未登記のことなんですね。未登記は、これ民間の売買というか受け渡しであったなら未登記という部分が漏れとか、あるいは届けてなかったという面もあるかもしれませんが、公のところで未登記だったというのは、これ一体なぜこういうことが起こったのかということ。この説明を求めます。

それから、64 ページです。いわゆる防災無線です。これはいわゆる、長いこともう敷設してからたってるんでいろんなふぐあいのことがあったりなんかして、それを解消するためにはデジタル化にすれば解決するという説明だったと思うんですよ。それで実は、私個人なんですけども、私の方も音がほとんど聞こえないような状況になってるわけなんです。デジタル化するのであればこの原資ですか、財源については町長では合併特例債でも利用してというようなことがあったと思うんですよ。ここでは新しく受信機を更新されるんですが、いつまでもこういうことをやるよりも、思い切って、情報を伝えるということは非常に大事な事業だと思うんです。どれぐらい金額がかかるかもしれませんが、デジタル化をやるのであれば早目の、どうせやるのであれば

早目の方がいいと思うんですが、そこら辺についての考えはどうでしょうか。以上、お聞きします。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。8ページのふるさと融資にかかわります御質問についてですが、用地取得でそこにある建屋だけでもええではないかということでございますが、伯耆の国からは最大限というんでしょうか、トータルで大枠の枠どりをされたというふうに思っております。大枠の枠どりで申請をされているというふうに認識をしております。今後でございますが、この大枠の枠どりで申請をされまして、以後、ふるさと財団の方でこの貸し付けにかかわります審査許可、そして起債の同意というような手続きがございますので、私どもは申請を受けて大きな枠どりの中で申請をされたというふうに考えております。

10ページの交付金の法人税の補正についてでございますが、利益が出たということではございませんで、すべてに7振興区が、振興協議会が指定管理を受けられます関係で、指定管理を受けることで法人税が発生をするということでございますので、この対応といたしまして計上をさせていただいておるということでございます。

64ページの防災無線での御質問ですが、このものにつきましては、現在ございますアナログというんでしょうか、今現在の戸別受信機の修繕並びに新規購入を計上をお願いをしているところでございます。議員の、デジタル化を早めたらということでございますが、一般質問の方でもお答えしましたように数億円かかるということでございますので、一朝一夕にすぐにできないと。十分に検討をしなければなりませんので、このデジタル化につきましてはいましばらくの御猶予というんでしょうか、検討期間をお与えいただきますようお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。59ページ、町道の未登記の関係なんですけども、これは随分昔、例えば失業対策事業とか、もともと農道だった路線もございます。それで寄附採納とかいう形で農道が広がって、その後、町道になったという経過のものもございまして、そういう形で登記としては個人の名前で残ってる箇所というのは、町道の中にはかなりばつばつとあります。それがこういう形、地籍調査をしたりなんかしたときに見つかりまして、そのものを順次、予算の範囲なんですけども登記をしていくという格好でしておりますので、必ずしもこのごろのように新設道路で全部買収をして登記をしてという形のものばかりではないということに理解をしてやっていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。この8ページの件なんですけども、結局は課長の今答弁によりますと、いわゆるふるさと、何だかな。（発言する者あり）ふるさと財団が認めたらこれかならうというぐあいに私受け取ったんです。そこでもう1点これで聞くんですけども、実は秦議員の一般質問の中で、建屋の建設にかかわる部分について、町長は寄附金が毎年、寄附金という形で毎年、私見たら2,740か50万ぐらいずつ入ってるようなんですね。それでこのときのを見たら起債額が4億9,160万円なんですね。利息は1%、20年の償還となってるんですが、つまりこれで2,700万を20年でやるとオーバーするわけなんですけども、町長に聞くんですけども、そうするとこれで一応起債した金額と利息になった時点で寄附金というのは、これは入るのはとまるというぐあいに想定されてるものかどうなのかが1点と、それから先ほど建設課長から答弁がありました、未登記の部分はいわゆる地籍調査で発覚したんだであるということは、今後も地籍調査が進めばそういうケースも出てくる可能性があるというぐあいに理解してよろしいでしょうか。以上、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。伯耆の国の寄附金でございますけれども、これは寄附金でございますして書き物はございません。契約したわけではございませんので。したがって、ゆるくの運営状況が悪ければこれは御寄附をすることはできなくなります。そういう性質のものでございますが、伯耆の国ではそういうことにならないように一生懸命経営努力をして寄附金という形で町の所管財源を賄っておると、こういう状況が今続いているわけです。

それからもう1点、返済が終わればどうなのかということですが、返済が終われば当然この寄附をするということはないと、なくなるだろうというように思いますが、ただ、今度は指定管理契約の中で修繕費などをどうするのかとか、そういう問題に発展していくのではないかなというように思うわけです。結局そういうことを総合的に考えると、亀尾議員は反対だといっておられますけれども、持っておれば町も相当な維持管理費、メンテナンスを確保せんといけないような状況になるのではないかと。その辺が町長として心配するところなんです。余分なことはやめます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 地籍等で見つかりますと順次やっていきたいというふうに考えております。

○町長（坂本 昭文君） ほかに。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 事業説明書の33ページと36ページです。

まず33ページで、保育園の提案理由の中に職員異動により非常勤職員の雇用が少なくなったためということで、非常勤職員の報酬が12カ月分カットとなっておりますが、これに伴い、すみれ保育園内の保育士の配置について異動がどのようになったのかなと思って考えております。それが12カ月というのはいつの12カ月なのかちょっとここではわかりませんので、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

それから36ページは、さくら保育園に新しく24年の1月から事業改修に伴い運営費が必要となったということがございますけども、これについて入所児童が5人で、その運営費の方はありますが、保育士さんの手当についてはどのようになっているのかということをよくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。33ページのこの1名ということでございますが、これは調理師でございますして、4月に西伯病院の方から正職員が来ましたので、その関係で1名減ってるということでございます。

それから36ページの分ですが、この運営費で組んであって人件費の部分がないということだと思いますが、一応、さくら保育園について来年4月から伯耆の国の方に指定管理ということになりますので、職員についても準備の関係で伯耆の国の方に手配していただくと思っておりまして、最終的には委託料、今の委託料ですね。その分について補正をまた3月の方をお願いしたいと考えております。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） さくら保育園の保育士については伯耆の国から職員が来るので人件費について計上はしてないということでよろしいでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。2名必要でございますけども、1名は異動でつくし保育園の方から1名、1月から異動します。それから1名については、3月までは臨時という格好になると思いますが、とりあえず伯耆の国の方で雇っていただく。今、町の職員で雇っても4月から伯耆の国でお願いせないけませんので、その関係で伯耆の国の方に雇用していただくと思っております。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 私も 8 ページのふるさと財団の資金の問題で質問したいと思いますが、この事業内容というところでちょっと文章が、私、理解ができないんですけども、ふるさと財団経由で町は銀行から資金を借り入れ（起債措置）、伯耆の国に貸し付ける。伯耆の国のメリットは金利なしで借り入れが可能。町は金利部分を負担する（利子の 75% は交付税措置）となっております、まず、ふるさと財団というのがどういうものなのかというのが一つと、それからこのふるさと財団と銀行と町の関係がちょっとよくわからないんですよ。そこのところを説明していただきたいのが一つと、それから、何回も聞いていてよくわからないんですけども、土地取得資金、資金調達計画の総枠の枠どりだという説明をされるんですけども、そういうことを町が中間に入って総枠を枠どりして、その中身が土地の取得資金だという、そういう説明を伯耆の国から受けて、それで資金調達もいだろうという許可を与えるか与えないかは町長の決裁なんだと思うんですけども、そこのところの判断について町長の判断を聞かせていただかないと納得できないなと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど来、企画課長が答えておりますように、伯耆の国としてはそのような話にまともれば早速資金が必要になるわけですから、当然これは枠どりとして申し込んでおかなければ、ふるさと財団も予算もあるし、資金の予定もあるでしょうから、これは困るわけです。後で言うのが一番困るわけです。先言っという必要ないというのは許されると思いますけれども、最初小さい額を言って、後で大きな額をお願いするというようなことは、大概今までの経験からいってもうまくいきません。したがって、このような枠どりとして申し入れをしているということについては、何ら異存はないものであろうというように私は思っております。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。ふるさと財団と町と金融機関の関係はということでございました。まず、ふるさと財団というのは地域総合整備事業団という名前のようなんですけども、それがふるさと融資をされるのでふるさと財団というような名称ではないかと思いますが、実際は地域総合整備事業団というところでございまして、この財団は地域振興、地域の活性化につながる民間投資を支援するために地域総合整備資金貸し付けを行うということでございます。これは地域総合整備資金といいますのは、長期の無利子資金のことでございます。このふるさと財団が起債の許可をし、同意をすれば金融機関に対して町が起債を起こすことがで

きるといことでございます。起債は町が起こしますが、その起債をもとにして、例えばここでいいますと伯耆の国の方に起債を貸し付けると。伯耆の国はそれを、元金を償還をすると。そして町はその利息分を見るわけですけども、75%が交付税の算入をされるというような流れでございまして。（「今までどこかでやっとなだか」と呼ぶ者あり）はい。今までレングスがやっておられますし、誘致企業がふるさと融資を借りられたところはレングスがございまして、トットリウチボリさんやNOKさんや、そういった、過去にこのような仕組みをされまして融資を受けられておりますし、町の方も支援をしているということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 少しまだ疑問点が残るんです。というのは、地域総合事業団というのは、民間の投資資金、民間に対して無利子での資金を提供するっていうことの説明だったように私聞こえたんですけども、そこになぜ町が間に入らないといけないのかというのが疑問の点です。

それともう一つは、先ほどの町長の答弁で大体町長の腹づもりはわかったんですけども、結局この資金調達ができれば売ってもいいだろうという腹づもりになられたのかなということで理解してよろしいですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このふるさと財団の融資がうまくいけば売る、それがうまくいかんかったら売らんというようなことではございませんので、その辺は御心配ないようお願いします。

それとふるさと融資というのは地域が、地方公共団体が、例えば企業誘致など地域の……。こっち向いて聞いてください。地域の活性化を図りたい、企業誘致でもしたい、しかしなかなか企業も来てくれんというようなときに、資金をそういう形で融通して利子補給もしながら企業誘致などを積極的に果たしていきたいと、地域の活性化に資したいと、こういうときのために有利な融資制度ということで今でもずっと利用してきております。雇用が生まれて地域の活性化が図られれば、基本的にそういう観点から評価をいただいてふるさと融資を受けられるという、そういう仕組み、制度でございまして、民間の誘致企業にも十分適用になるわけです。普通の場合は、民間の場合だったら銀行から借りてそれで終わりなんですけれども、ここに町が1枚かんで企業誘致などを積極的に進めるというところがあるわけです。以上です。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。ふるさと財団の位置づけがちょっ

と説明不足でございました。町はふるさと財団を経由をして起債を起こしまして、ふるさと財団を経由しまして伯耆の国に貸し付けると。償還も伯耆の国からふるさと財団を経由して起債を償還をするということございまして、1枚ふるさと財団がかむということでございます。ですから、起債の許可、合意についてもふるさと財団のそういったものが必要であるということになります。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

次、議案第91号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第92号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第93号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第94号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 発議案第26号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了しました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会とい

たします。

明日14日からは、各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いをいたします。御苦労さんでございました。

午後4時22分散会
